

平成19年度

法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁



オンラインでらくらく

e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

をご覧ください。

略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第83号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第13号）
19年4月改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第33号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第92号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第19号）
改正通規	国税通則法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第17号）
改正耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成19年財務省令第21号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規及び19年4月改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
通規	改正通規による改正後の国税通則法施行規則
耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
旧耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
新信託法	信託法（平成18年法律第108号）
資産流動化法	資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）
証券取引法一部改正法	証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）
地域産業活性化法	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）
中小企業地域産業資源活性化法	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）
生活衛生関係営業適正化法	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）
持続性農業生産方式導入促進法	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）
中小企業新事業活動促進法	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）
農業担い手経営安定交付金法	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）
密集市街地防災街区整備促進法	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
高齢者移動等円滑化法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
都市再生特別措置法一部改正法	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）
民間都市開発推進特別措置法	民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号）

（注）この説明書は、平成19年6月13日現在の法令に基づいて作成しています。

第1編 法人税法等に関する改正

I 減価償却制度に関する改正

1 減価償却資産の償却の方法等に関する規定の整備	1
2 耐用年数の整備	5
3 資本的支出の取得価額に関する規定の整備	5
4 その他	6

II 役員給与に関する改正

1 役員給与の損金不算入制度の整備	8
2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の整備	10

III 新信託法の制定に伴う改正

1 信託財産に属する資産・負債及び信託財産に帰せられる収益・費用 の帰属すべき者の範囲等の整備（受益者等課税信託に関する規定の整備）	11
2 集団投資信託に関する規定の創設	11
3 法人課税信託に関する規定の創設	13

IV 企業会計への対応に係る改正

1 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入制度の創設	17
2 繰延資産の範囲等に関する規定の整備	18
3 リース取引に関する規定の整備	19
4 棚卸資産の評価方法等に関する規定の整備	22

V 組織再編成に関する改正

1 合併等の対価の範囲等に関する規定の整備	23
2 共同事業要件に関する規定の整備	25

VI 税額の計算に関する改正

特定同族会社の留保金課税制度の整備	26
-------------------	----

VII その他の改正	27
------------	----

第2編 租税特別措置法に関する改正

I 減価償却に関する制度の改正

1 集積地域における集積産業用資産の特別償却制度の創設	30
2 事業所内託児施設等の割増償却制度の創設	30
3 その他の改正	32

II 引当金・準備金制度に関する改正

1 農業経営基盤強化準備金等の創設	36
2 その他	38

III 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

IV 税額の計算に関する改正

V その他の改正

1 再チャレンジ支援寄附金税制の創設	41
2 国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予制度の創設	42
3 その他	42

第1編 法人税法等に関する改正

I 減価償却制度に関する改正

1 減価償却資産の償却の方法等に関する規定の整備

〔制度の概要〕

法人が償却費として損金経理をした金額のうち、その法人が選定した償却方法（償却方法を選定しなかった場合には法定の償却方法）に基づいて計算した金額（以下「償却限度額」といいます。）に達するまでの金額は、損金の額に算入されます（旧法31①）。

(1) 償却方法

償却限度額の計算上選定することができる償却方法は、次のとおり定められています（旧法令48①一～六、旧耐用年数省令4①、同別表第九）。

イ 定額法

$$\left[\begin{array}{c} \text{定額法の} \\ \text{償却限度額} \end{array} \right] = (\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \left[\begin{array}{c} \text{旧耐用年数省令別表第九の} \\ \text{「定額法の償却率」} \end{array} \right]$$

ロ 定率法

$$\left[\begin{array}{c} \text{定率法の} \\ \text{償却限度額} \end{array} \right] = \left[\text{取得価額} - \begin{array}{c} \text{既にした償却の額で} \\ \text{損金算入されたもの} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{旧耐用年数省令別表第九の} \\ \text{「定率法の償却率」} \end{array} \right]$$

ハ 生産高比例法

$$\left[\begin{array}{c} \text{生産高比例法の} \\ \text{償却限度額} \end{array} \right] = \frac{(\text{取得価額} - \text{残存価額})}{\begin{array}{c} \text{耐用年数と採掘予定年数のうち} \\ \text{短い方の期間内の採掘予定数量} \end{array}} \times \text{その事業年度の採掘数量}$$

ニ リース期間定額法

$$\left[\begin{array}{c} \text{リース期間定額法の} \\ \text{償却限度額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{国外リース資産} \\ \text{の取得価額} \end{array} - \text{見積残存価額} \right] \times \frac{\begin{array}{c} \text{その事業年度における国外リ} \\ \text{ース資産の賃貸借期間の月数} \end{array}}{\text{国外リース資産の賃貸借期間の月数}}$$

(2) 残存価額

償却限度額の計算における減価償却資産の残存価額は、減価償却資産の種類及び細目ごとに定められた残存割合（有形減価償却資産の場合は10%）をその減価償却資産の取得価額に乗じて計算した金額とされています（旧法令56、旧耐用年数省令5、同別表第十）。

(3) 償却可能限度額

残存価額とは別に、償却可能限度額が減価償却資産の種類ごとに次のとおり定められています（旧法令61①）。

種 類	償却可能限度額
イ 有形減価償却資産（国外リース資産・坑道を除きます。）	取得価額×95/100
ロ 坑道・無形固定資産	取得価額
ハ 生物	取得価額－残存価額
ニ 国外リース資産	取得価額－見積残存価額

〔改正の内容〕

(1) 償却可能限度額及び残存価額の廃止

イ 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産

有形減価償却資産及び生物について、償却可能限度額及び残存価額が廃止され、帳簿価額が「1円」になるまで償却できることとされました（法令48の2①、61①）。

ロ 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産

有形減価償却資産又は生物について、前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額が、取得価額の95%相当額（生物については、「取得価額－残存価額」となります。以下同じ。）まで到達している場合には、その到達した事業年度の翌事業年度（平成19年4月1日以後に開始する事業年

度に限られます。)以後において、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行い、帳簿価額が「1円」になるまで償却できるとされました(法令48①、61)。

(算式)

$$\text{償却限度額} = [\text{取得価額} - (\text{取得価額の95\%相当額}) - 1\text{円}] \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

(2) 新たな償却方法の整備

平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産(リース資産にあつては平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係るもの)については、新たな償却方法として「定額法」、「定率法」、「生産高比例法」、「リース期間定額法」が定められました。これに伴い、平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産(国外リース資産にあつては平成20年3月31日以前に締結する契約に係るもの)の償却方法については、「定額法」が「旧定額法」に、「定率法」が「旧定率法」に、「生産高比例法」が「旧生産高比例法」に、「リース期間定額法」が「旧国外リース期間定額法」に、それぞれ名称が変更されました(法令48①、48の2①)。

償却限度額の計算上選定することができる償却方法及び法定償却方法は、次の資産の種類及び資産の取得日に応じ、それぞれ次のとおりです(法令48①、48の2①、53)。

資産の種類	平成19年3月31日以前の取得資産		平成19年4月1日以後の取得資産	
	選定できる償却方法	法定償却方法	選定できる償却方法	法定償却方法
平成10年3月31日以前に取得をされた建物	旧定額法 旧定率法	旧定率法	—	—
上記以外の建物	旧定額法	旧定額法	定額法	定額法
建物附属設備及び減価償却資産(法令13二～七に掲げるもの)	旧定額法 旧定率法	旧定率法	定額法 定率法	定率法
鉱業用減価償却資産	旧定額法 旧定率法 旧生産高比例法	旧生産高比例法	定額法 定率法 生産高比例法	生産高比例法
無形固定資産(法令13八)及び生物	旧定額法	旧定額法	定額法	定額法
鉱業権(租鉱権、探掘権を含む)	旧定額法 旧生産高比例法	旧生産高比例法	定額法 生産高比例法	生産高比例法

資産の種類	平成20年3月31日以前契約分	平成20年4月1日以後契約分
国外リース資産	旧国外リース期間定額法	—
リース資産	—	リース期間定額法

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、その種類に応じて選定できる新たな償却方法の償却限度額の計算は、次のとおりとなります(法令48の2①一～六)。

イ 定額法

新たな定額法は、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行います(法令48の2①一)。

(算式)

$$(\text{定額法の償却限度額}) = (\text{取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」})$$

ロ 定率法

新たな定率法は、次の(イ)及び(ロ)の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行います。

(イ) (調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合

減価償却資産の取得価額(既にした償却の額で損金算入された金額がある場合には、その金額を控除した金額)に、その償却費が毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた「定率法の償却率」(耐用年数省令別表第十)を乗じて計算した金額(以下「調整前償却額」といいます。)を償却限度額として償却を行います(法令48の2①二ロ)。

ただし、その計算した調整前償却額が償却保証額（その減価償却資産の取得価額に「保証率」（耐用年数省令別表第十）を乗じて計算した金額をいいます。以下同じ。）に満たない場合には、次の(ロ)により計算した金額を償却限度額として償却を行います。

（算 式）

$$(\text{定率法の償却限度額}) = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」})$$

(ロ)（調整前償却額）＜（償却保証額）の場合

各事業年度の調整前償却額が償却保証額に満たない場合は、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却の額で損金算入された金額を控除した金額）である改定取得価額に、その償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」（耐用年数省令別表第十）を乗じて計算した金額を償却限度額として償却を行います（法令48の2①二・⑤一・二）。

(注) 評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合の改定取得価額は、その増額された金額を加算した金額となります（法令48の2⑤二ロ）。

（算 式）

$$(\text{定率法の償却限度額}) = (\text{改定取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「改定償却率」})$$

ハ 生産高比例法

新たな生産高比例法は、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行います（法令 48 の2①三ハ）。

（算 式）

$$\left[\begin{array}{l} \text{生産高比例法の} \\ \text{償却限度額} \end{array} \right] = \frac{\text{取得価額}}{\text{耐用年数と採掘予定年数のうち} \\ \text{短い方の期間内の採掘予定数量}} \times \text{その事業年度の採掘数量}$$

ニ リース期間定額法

平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約によって、その賃借人である法人が取得したものとされるリース資産については、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行います（法令 48 の2①六・⑤四～七）。

（算 式）

$$\left[\begin{array}{l} \text{リース期間定額} \\ \text{法の償却限度額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{リース資産} \\ \text{の取得価額} \end{array} - \text{残価保証額} \right] \times \frac{\text{その事業年度における} \\ \text{リース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

(注) 1 「所有権移転外リース取引」とは、リース取引（19ページ参照）のうち、次のいずれかに該当するもの（これらに準ずるものを含みます。）以外のものをいいます（法令48の2⑤五）。

(1) リース期間終了時又はリース期間の中途においてそのリース取引に係る契約において定められているそのリース取引の目的とされている資産（以下「目的資産」といいます。）が無償又は名目的な対価の額でそのリース取引に係る賃借人に譲渡されるものであること。

(2) そのリース取引に係る賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。

(3) 目的資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、その目的資産がその使用可能期間中そのリース取引に係る賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること又はその目的資産の識別が困難であると認められるものであること。

(4) リース期間が目的資産の法定耐用年数に比して相当短いもの（そのリース取引に係る賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限り。）であること。

2 上記算式中、「残価保証額」とは、リース期間終了の時に、リース資産の処分価額が所有権移転外リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額を賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合におけるその保証額をいいます（法令 48 の2⑤六）。

3 上記算式中、「リース期間」とは、リース取引に係る契約において定められているリース資産の賃貸借の期間をいい、リース期間の中途において適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立以外の事由により移転を受けたリース資産については、上記算式中の「リース期間」は、その移転の日以後の期間に限られます（法令 48 の2①六、⑤七）。

4 上記算式における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします（法令 48 の2⑥）。

5 法第64条の2（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定により売買があったものとされたリース資産に

つきその賃借人が賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれることとされています（法令131の2③）。

また、この場合には、法人税申告書別表十六「減価償却資産に係る償却額の計算に関する明細書」への記載は不要とされています（法令63①）。

(3) 償却方法の選定手続

法人は、その取得をされた減価償却資産の償却方法について、平成19年3月31日以前に取得をされたものと、同年4月1日以後に取得をされたものとに区分した上で、その減価償却資産の種類等ごとに選定し、確定申告書の提出期限までに、その有する減価償却資産と同一の区分に属する減価償却資産に係るその区分ごとに採用する償却方法を記載した「減価償却資産の償却方法の届出書」を納税地の所轄税務署長に届け出ることとされています（法令51①②）。

イ みなし選定

平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産（以下「旧償却方法適用資産」といいます。）について「旧定額法」、「旧定率法」又は「旧生産高比例法」を選定している場合において、同年4月1日以後に取得をされた減価償却資産（以下「新償却方法適用資産」といいます。）で、同日前に取得をされたとしたならば旧償却方法適用資産と同一の区分に属するものにつき、上記の届出書を提出していないときは、新償却方法適用資産については旧償却方法適用資産について選定していた償却方法の区分に応じた選定をしたとみなされ、それぞれ「定額法」、「定率法」又は「生産高比例法」を適用することとされました（法令51③）。

ロ 法定償却方法

「減価償却資産の償却方法の届出書」の提出をしていない場合で、イに該当しないときにおける平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却方法は、(2)の表に掲げる法定償却方法を適用することとされました（法令53）。

(4) 償却方法の変更手続

平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度において、法人が選定した償却方法（その償却方法を届け出なかった法人がよるべきこととされている法定償却方法を含みます。）を変更しようとする場合において、当該事業年度に係る確定申告書の提出期限までに次のイからへまでの事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなすこととされました（改正法令附則11③、改正法規附則3）。

イ 法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ロ その償却方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分

ハ 現によっている償却方法及びその償却方法を採用した日

ニ 採用しようとする新たな償却方法

ホ その償却方法を変更しようとする理由

ヘ その他参考となるべき事項

(註) 平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度後の各事業年度においては、従前どおり、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに変更に係る申請書を提出する必要があります（法令52②）。

〔適用時期等〕

(1) 改正の内容の(1)のイの規定、(2)のイからへまでの規定及び(3)の規定は、平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について適用されます（改正法令附則11①、改正耐用年数省令附則①②）。

なお、法人が平成19年3月31日以前に取得をし、かつ、同年4月1日以後に事業の用に供した減価償却資産については、その事業の用に供した日においてその減価償却資産の取得をしたものとみなして、改正後の規定が適用されます（改正法令附則11②、改正耐用年数省令附則③）。

(2) 改正の内容の(2)のニの規定は、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係るリース資産について適用されます（改正法令附則11①）。

(3) 改正の内容の(4)の規定は、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法令附則11③）。

2 耐用年数の整備

〔改正の内容〕

減価償却資産のうち、次に掲げる設備（機械及び装置）が耐用年数省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に特掲され、併せて耐用年数が次のように改正されました。

番 号	設 備 の 種 類	耐用年数
173 (旧番号 172)	半導体用フォトリソ製造設備	5 年 (改正前 8 年)
268 の 2 (旧番号 268)	フラットパネルディスプレイ又は フラットパネル用フィルム材料製造設備	5 年 (改正前 10 年)

〔適用時期等〕

改正の内容は、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正耐用年数省令附則④）。

3 資本的支出の取得価額に関する規定の整備

〔制度の概要〕

法人が、その有する減価償却資産について資本的支出（次に掲げる金額をいいます。）を行った場合には、その資本的支出の金額は、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入せず、その減価償却資産の取得価額に加算することとされています（旧法令 55、132）。

イ その支出する金額のうち、その支出により、その資産の取得の時ににおいてその資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

ロ その支出する金額のうち、その支出により、その資産の取得の時ににおいてその資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおけるその資産の価額を増加させる部分に対応する金額

〔改正の内容〕

(1) 資本的支出の取得価額の原則

既存の減価償却資産に対して資本的支出を行った場合、その資本的支出は、その支出金額を固有の取得価額として、既存の減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとされ、その種類と耐用年数に応じて償却を行うこととされました。なお、既存の減価償却資産本体については、この資本的支出を行った後においても、現に採用されている償却方法により、償却を継続して行うこととなります（法令 55①）。

(2) 資本的支出の取得価額の特例

イ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合

資本的支出を行った事業年度において、従来どおり、資本的支出の対象資産である既存の減価償却資産の取得価額に、この資本的支出の金額を加算することができます（法令 55②）。

この加算を行った場合は、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた既存の減価償却資産の種類、耐用年数及び償却方法に基づいて、加算を行った資本的支出部分も含めた減価償却資産全体の償却を行っていきます（法令 55②）。

(注) 一旦、減価償却資産全体に対して、当該事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌事業年度以後において、その資本的支出を新たに取得をしたものとして償却する方法は採用できません（法令 55②）。

ロ 定率法を採用している既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合

資本的支出の対象資産である既存の減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）と、(1)により資本的支出について新たに取得したものとされた減価償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）

について定率法を採用しているときは、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時ににおいて、旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（法令55④）。

この場合は、翌事業年度開始の日を取得日として、「旧減価償却資産」の種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

（注）一旦、減価償却資産全体に対して、翌事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌々事業年度以後において、資本的支出について新たに取得をしたものとして償却する方法は採用できません。

ハ 同一事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合

同一事業年度内に複数回支出した資本的支出について定率法を採用し、かつ、個々の資本的支出について上記ロの適用を受けないときは、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時ににおいて、その資本的支出のうち種類及び耐用年数を同じくするもののその開始の時の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（法令55⑤）。

この場合は、翌事業年度開始の日を取得日として、既存の減価償却資産と同じくする種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

（注）既存の減価償却資産と合算する資本的支出の組み合わせ、又は合算する資本的支出同士の組み合わせは選択的に行うことができますが、一旦、減価償却資産又は他の資本的支出と合算した資本的支出については、翌々事業年度以後において、他の合算の組み合わせに変更することはできません。

〔適用時期等〕

改正の内容は、原則として、平成19年4月1日以後に支出を行う資本的支出に適用されます（改正法令附則11①②）。

4 その他

○ その他減価償却制度に関する規定について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 評価換え等が行われた場合の減価償却資産の償却の方法（法令48の2②、改正法令附則11①②） （法令48の2③④、改正法令附則11①②）	○ 定率法を採用している減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、従前と同様に、その評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（その評価換え等が期中評価換え等である場合には、その期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）の償却限度額の計算においては、取得価額から控除される「既償却額」にその減額された金額を含めて計算することとされました。 ○ 生産高比例法又はリース期間定額法を採用している減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合についても、従前と同様の措置が講じられています。	平19.4.1以後に取得をするものについて、適用されます。 平19.4.1以後に取得をするもの（リース資産にあっては、平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係るもの）について、適用されます。
(2) 適格分社型分割等があった場合の減価償却資産の償却の方法（法令48の3）	○ 適格分社型分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人（以下「分割法人等」といいます。）から移転を受けた減価償却資産又は他の者から特別の法律に基づく承継を受けた減価償却資産については、その分割法人等又は他の者がその減価償却資産の取得をした日においてその移転又は承継を受けた法人により取得されたものとみなして、法令第48条及び第48条の2《減価償却資産の償却の方法》の規定を適用することとされました。	—
(3) リース賃貸資産の償却の方法の特例（法令49の2①～③⑤）	○ 改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（国外リース資産を除きます。以下「リース賃貸資産」といいます。）については、賃貸人において、旧リース期間定額法（次の算式により計算した金額を償却限度額として償却する方法をいいます。）を選定することができることとされました。 （注）「改正前リース取引」とは、旧法令第136条の3第1項《リース取引に係る所得の計算》に規定するリース取引（資産の賃貸借取引以外の取引とされるものを除きます。）をいいます。以下同じ。	平20.4.1以後に終了する事業年度から適用されます。

	(算式) $\text{旧リース期間定額法の償却限度額} = \text{リース賃貸資産の改定取得価額} \times \frac{\text{その事業年度における改定リース期間の月数}}{\text{改定リース期間の月数}}$ (注)1 「改定取得価額」とは、旧リース期間定額法の適用を受ける最初の事業年度の期首帳簿価額（取得価額から既償却額の累積額を控除した額）から残価保証額（注2参照）を控除した金額をいいます。 2 「残価保証額」とは、リース期間終了の時にそのリース賃貸資産の処分価額が改正前リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額を賃借人等が賃貸人に支払うこととされている場合におけるその保証額をいいます。 3 「改定リース期間」とは、リース賃貸資産のリース期間のうち旧リース期間定額法を適用する最初の事業年度開始の日以後の期間をいいます。 ○ 上記の適用を受けようとする法人は、旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限までに、所定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。 ○ 旧リース期間定額法の適用を受けているリース賃貸資産につき評価換え等が行われたことにより、その帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、所要の調整を行うこととされました。	同 上
(法令49の2②、法規11の2) (法令49の2④⑤、法規11の2)		同 上
(4) 減価償却資産の償却の方法の変更手続 (法令52①、法規15、改正法令附則11③)	○ 2以上の事業所又は船舶を有する法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが、事業所又は船舶ごとに償却方法を選定しようとする時の手続が明確化されました。 償却方法の選定に当たっては、その新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、所定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。ただし、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度において、確定申告書の提出期限までに所定の事項を記載した届出書の提出をしたときは、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなされることとされました。	—
(5) リース資産に対する資本的支出の特例 (法令55③、改正法令附則11①②)	○ リース資産（所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産をいいます。）に対する資本的支出を行ったときは、新たに取得したものとされる減価償却資産（資本的支出）は、リース資産に該当するものとされ、その支出をした日から既存のリース資産のリース期間の終了の日までを新たに取得したものとされる減価償却資産（資本的支出）のリース期間として、償却限度額の計算を行うこととされました。	平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係るリース資産について、適用されます。
(6) 定額法の償却率並びに定率法の償却率、改定償却率及び保証率 (耐用年数省令5②、改正耐用年数省令附則②③) (耐用年数省令5③、改正耐用年数省令附則②③)	○ 事業年度が1年に満たない場合における定額法又は定率法の償却率は、その減価償却資産の耐用年数に対応する耐用年数省令別表第十に定めるそれぞれの償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除したものによることとされました。 ○ 調整前償却額が償却保証額に満たない場合で、かつ、法人の事業年度が1年に満たないときに適用される改定償却率は、耐用年数に対応する耐用年数省令別表第十に定める改定償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除したものによることとされました。	平19.4.1以後に取得をするものについて、適用されます。
		同 上

Ⅱ 役員給与に関する改正

1 役員給与の損金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

法人がその役員に対して支給する給与のうち次のイからハまでに掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、損金の額に算入しないこととされています（法 34①）。

イ 定期同額給与

定期同額給与とは、次の(イ)から(ニ)までに掲げる給与をいいます。

(イ) 定期給与（その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与をいいます。以下同じ。）のうち、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与（法 34①一）
(ロ) 定期給与の額につき当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日（保険会社にあつては、会計期間開始の日から4月を経過する日。以下「3月経過日等」といいます。）までにその改定がされた場合における次に掲げる定期給与（旧法令 69①一） ① その事業年度の改定前の各支給時期における支給額が同額である定期給与 ② その事業年度の改定後の各支給時期における支給額が同額である定期給与
(ハ) 定期給与の額につきその法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（以下「業績悪化改定事由」といいます。）によりその改定がされた場合（減額した場合に限ります。）の当該事業年度の改定前の各支給時期における支給額及び改定後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額である定期給与（旧法令 69①二）
(ニ) 継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの（旧法令 69①三）

ロ 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与で、その事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日と3月経過日等とのいずれか早い日までに、納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしているものをいいます（旧法 34①二、旧法令 69②）。

（注）上記イの定期同額給与及び利益連動給与（利益に関する指標を基礎として算定される給与をいいます。以下同じ。）は除かれます。

ハ 一定の利益連動給与

一定の利益連動給与とは、法人が業務を執行する役員に対して支給する利益連動給与で一定の要件を満たすものをいいます（法 34①三）。

〔改正の内容〕

(1) 定期同額給与

定期給与の額が改定された場合の定期同額給与の範囲について、次の改正が行われました（法 34①一、法令 69①一）。

イ 定期給与の額の改定事由等

通常改定（〔制度の概要〕イ(ロ)の改定をいいます。）及び業績悪化改定事由による減額改定（〔制度の概要〕イ(ハ)の改定をいいます。）のほかに、次の(イ)及び(ロ)に掲げる改定についても定期同額給与の対象となる改定として取り扱うこととされました（法令 69①一）。

(イ) 定期給与の額の改定（継続して毎年所定の時期にされるものに限ります。）が3月経過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合のその改定の時期にされた定期給与の額の改定（法令 69①一イ）

(ロ) 役員の職制上の地位の変更、役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（以下「臨時改定事由」といいます。）によりされた定期給与の額の改定（法令 69①一ロ）

ロ 定期給与の額の改定があった場合の同額要件

定期給与の額の改定（通常改定、業績悪化改定事由による減額改定並びにイ(イ)及び(ロ)の改定に限ります。）があった場合において、当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの期間の各支給時期における支給額が同額であるものが、定期同額給与とされました（法令 69①一）。

したがって、一事業年度中に複数回の改定が行われた場合には、改定ごとに期間を区分し、それぞれの期間ごとに、それぞれの期間中に支給される定期給与が同額であるかを判定することとなります。

(2) 事前確定届出給与

イ 届出期限

事前確定届出給与の届出期限が、次の表の左欄の区分（下記ハの定めを変更する場合を除きます。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日までとされました（法令 69②）。

区 分	届 出 期 限
(イ) 株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下「株主総会等」といいます。）の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記ロ又はハ）に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、その開始する日）から 1 月を経過する日 ただし、その日が当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 4 月を経過する日（保険会社にあっては、その会計期間開始の日から 5 月を経過する日。以下「4 月経過日等」といいます。）後である場合にはその 4 月経過日等
(ロ) 新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後 2 月を経過する日
(ハ) 臨時改定事由によりその臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（その役員のその臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） （注）その役員のその臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、その「定め」に関する届出をしているときは、下記ハの変更に関する届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 ① 上記(イ)に掲げる日 ② その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日

ロ 定期給与を支給しない役員に対する給与

同族会社に該当しない法人が、その役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与で、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、その定めの内容に関する届出がない場合にも損金の額に算入することとされました（法 34①二）。

なお、この場合に、法人が同族会社に該当するかどうかの判定は、その法人が定期給与を支給しない役員の職務につきその定めをした日（新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき定めをした場合にはその設立の日）の現況によります（法令 69④）。

ハ 定めの変更に関する届出

事前確定届出給与について、既に届出（変更に関する届出を含みます。）をしている法人がその定めの内容を変更する場合において、その変更が次の表の左欄に掲げる事由に基因するものであるときは、その変更後の定めの内容に関する届出は、同欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる日まで、所定の事項を記載した書類により行わなければならないこととされました（法令 69③、法規 22 の 3 ②）。

変 更 事 由	変 更 届 出 期 限
(イ) 臨時改定事由	その臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日
(ロ) 業績悪化改定事由	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日から 1 月を経過する日 ただし、その変更前のその直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限り、）が 1 月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

〔適用時期〕

- 平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則 32、改正法令附則 2）。
- 平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る事前確定届出給与の変更届出期限について、改正前の規定による届出は、改正後の規定による届出とみなして、変更届出期限に関する規定を適用することとされています（改正法令附則 12）。

2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、特殊支配同族会社（同族会社の業務主宰役員及び業務主宰役員関連者がその同族会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の90%以上の数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその同族会社をいいます。以下同じ。）が、その法人の業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除額に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しないというものです（法35①）。

ただし、次の(1)及び(2)の区分に応じ、次の事業年度については、この制度は適用されないこととされています（法35②、旧法令72の2⑧⑨）。

(1) 基準期間がある特殊支配同族会社

前3年基準所得金額が、800万円（各基準期間内事業年度等における業務主宰役員給与額の合計額をその各基準期間内事業年度等の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額が前3年基準所得金額の50%相当額以下である場合には、3,000万円）以下である当該事業年度

(2) 基準期間がない特殊支配同族会社

当年度基準所得金額が、800万円（当該事業年度における業務主宰役員給与額が当年度基準所得金額の50%相当額以下である場合には、3,000万円）以下である当該事業年度

(註1) 「基準期間」とは、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいいます（法令72の2⑤）。

2 「基準期間内事業年度等」とは、基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度をいいます（法令72の2⑤）。

〔改正の内容〕

(1) 基準所得金額の引上げ

次表のとおり、この制度の適用除外とされる特殊支配同族会社の前3年基準所得金額及び当年度基準所得金額が1,600万円以下(改正前800万円以下)とされました(法令72の2⑧⑨)。

改 正 前	改 正 後
基準所得金額が年800万円以下	基準所得金額が年1,600万円以下
基準所得金額が年800万円超3,000万円以下であり、かつ、基準期間における業務主宰役員給与額の平均額の基準所得金額に対する割合が50%以下	基準所得金額が年1,600万円超3,000万円以下であり、かつ、基準期間における業務主宰役員給与額の平均額の基準所得金額に対する割合が50%以下

(2) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)の措置に準じた改正が行われています（法令155の2）。

〔適用時期〕

平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます(改正法令附則2)。

Ⅲ 新信託法の制定に伴う改正

1 信託財産に属する資産・負債及び信託財産に帰せられる収益・費用の帰属すべき者の範囲等の整備（受益者等課税信託に関する規定の整備）

〔制度の概要〕

不動産・動産の管理等の一般的な信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の場合に並び、それぞれ次の者がその信託財産を有するものとみなして、各事業年度の所得の計算を行うこととされています（旧法 12①本文）。

イ 受益者が特定している場合 その受益者

ロ 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

〔改正の内容〕

(1) 信託財産に属する資産・負債及び信託財産に帰せられる収益・費用の帰属すべき者

不動産・動産の管理等の一般的な信託の受益者が、その信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、法人税法の規定を適用することとされました（下記 2 の集団投資信託及び 3 の法人課税信託並びに法第 12 条第 4 項第 1 号に規定する退職年金等信託及び同項第 2 号に規定する特定公益信託等に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用は除きます。）（法 12①）。

(2) 受益者の範囲の整備

この場合の受益者の範囲は、受益者としての権利を現に有するものに限られることとなりました。また、信託の変更をする一定の権限を現に有し、かつ、その信託の信託財産の給付を受けることとされている者は受益者とみなされることとされました（以下「みなし受益者」といいます。）（法 12①②、法令 15①～③）。

(3) 受益者が 2 以上ある場合の規定の範囲の整備

受益者（(2)のみなし受益者を含みます。）が 2 以上ある場合における信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属については、その信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、その信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられることとされました（法令 15④）。

〔適用時期〕

新信託法施行日以後に効力が生じる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含みます。）について適用され、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、改正前の規定が適用されます（改正法附則 34①、改正法令附則 8）。

(注) 1 新信託法施行日とは、新信託法の公布の日（平成 18 年 12 月 15 日）から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日をいいます。

ただし、同法第 3 条第 3 号に規定する自己信託は、新信託法施行日から起算して 1 年を経過する日までの間は適用しないこととされ、受益者の定めのない信託（学術等その他公益を目的とするものを除きます。）は、別に法律で定める日までの間、その信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者である一定の法人以外を受託者とするとはできないものとされています。

2 新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項（新法の適用等）に規定する新法信託とされた一定の信託をいいます（改正法附則 3）。

2 集団投資信託に関する規定の創設

〔創設された制度の概要〕

合同運用信託、証券投資信託、外国投資信託及び公募等による投資信託が、新たに「集団投資信託」として定義されるとともに、その範囲に特定受益証券発行信託が追加されました（法 2 二十九）。

これらの集団投資信託にあっては、収益の発生段階では課税されず、その収益の分配時に受益者に対して課税されます。

特定受益証券発行信託の制度及び集団投資信託に関する規定の所要の整備の内容は、次のとおりです。

(1) 特定受益証券発行信託

イ 意義

新信託法第185条第3項《受益証券の発行に関する信託行為の定め》に規定する受益証券発行信託のうち、次の(イ)から(ホ)までに掲げる要件のすべてに該当するもの(合同運用信託及び下記3(1)ハに掲げる法人課税信託を除きます。)をいいます(法229ハ)。

(イ) 信託事務の実施につき下記ロの要件に該当するものであることについて税務署長の承認を受けた法人(以下「承認受託者」といいます。)が引き受けたものであること(その計算期間開始の日の前日までにその承認受託者(その受益証券発行信託の受託者に就任したことによりその信託事務の引継ぎを受けた承認受託者を含みます。)がその承認を取り消された場合及びその受益証券発行信託の受託者に承認受託者以外の者が就任した場合を除きます。)(法229ハ(1))
(ロ) 各計算期間終了の時における利益留保割合が1,000分の25を超えない旨の信託行為における定めがあること(法229ハ(2)、法令14の4⑩⑪)
(ハ) 各計算期間開始の時において、その時までに来た下記ロ(イ)により税務署長に貸借対照表等が提出された日(承認受託者である法人の各事業年度終了の日の翌日以後2月を経過する日までに提出されなかった場合にはその経過する日)のいずれにおいても、利益留保割合が1,000分の25を超えていないこと(法229ハ(3)、法令14の4⑫)
(ニ) その計算期間が1年を超えないこと(法229ハ(4))
(ホ) 受益者(受益者としての権利を現に有するものに限りします。)が存しない信託に該当したことがないこと(法229ハ(5))

ロ 承認受託者の要件

承認受託者とは、信託事務の実施につき次の(イ)から(ホ)までに掲げる要件のすべてに該当するものであることについて税務署長の承認を受けた法人をいいます(法令14の4①)。

(イ) 次の①から③までのいずれかの法人に該当すること(法令14の4①一・②) ① 信託会社(管理型信託会社を除きます。) ② 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定により信託業務を営む金融機関 ③ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人(その設立日以後1年を経過していないものを除きます。)
(ロ) その引受けを行う信託に係る帳簿、貸借対照表、損益計算書その他の書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること(法令14の4①二)
(ハ) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと(法令14の4①三)
(ニ) その業務及び経理の状況について金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法等により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類、事業報告等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること(法令14の4①四)
(ホ) 清算中でないこと(法令14の4①五)

ハ 承認及びその承認後の手続等

(イ) ロの承認を受けようとする法人はロ(イ)の①から③までのいずれかに該当する旨を証する書類を添付し、一定の事項を記載した申請書をその納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。また、その申請につき承認又は却下及びその通知並びにその信託事務の実施につき不適当であると認められる場合の承認の取消し及びその通知に係る規定が整備されました(法令14の4③～⑧)。

(ロ) 承認を受けた法人は、その法人の各事業年度終了の日の翌日以後2月を経過する日までにその法人が受託者である特定受益証券発行信託の各計算期間(その終了の日がその事業年度中にあるものに限りします。)の貸借対照表その他の書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました(法令14の4⑨)。

(ハ) 承認を受けた法人が合併等により合併法人等にその信託事務の全部又は一部の引継ぎをした場合において、その合併法人等がロ(イ)及び(ホ)に掲げる要件に該当する法人であるときは、その合併法人等は合併等の時においてロの承認を受けたものとみなされることとされました(法令14の4⑬)。

なお、その承認を受けたものとみなされる合併法人等は、納税地の所轄税務署長に一定の事項を記載した書類を提出しなければならないこととされています(法令14の4⑭)。

二 特定受益証券発行信託の収益の分配を行う場合の受益者に対する通知

承認受託者は、特定受益証券発行信託につき収益の分配(元本の払戻しを含みます。)を行う場合には、その収益の分配を受ける者に対し、その収益の分配が特定受益証券発行信託の収益の分配である旨を通知し

なければならないこととされました(法令14の4⑬)。

ホ 受取配当等の益金不算入制度の不適用

法人が受ける特定受益証券発行信託に係る収益の分配については、受取配当等の益金不算入に関する規定は適用されないこととされました(法23①)。

(2) 合同運用信託の範囲の見直し

合同運用信託の範囲から、委託者が実質的に多数でない信託が除かれることとされました(法2二十六)。

委託者が実質的に多数でない信託とは、信託の効力が生じた時において、その信託の委託者(その信託の委託者となると見込まれる者を含みます。)の全部が委託者の1人及びその委託者と特殊の関係のある個人又は法人である場合(その信託の委託者の全部が信託財産に属する資産のみをその信託に信託する場合を除きます。)におけるその信託をいいます(法令14の2)。

(3) 集団投資信託の併合又は分割

イ 信託の併合

内国法人が有していた集団投資信託の受益権(以下「旧受益権」といいます。)に係る信託の併合(信託の併合に反対するその受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭等を除き、その受益者に信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産が交付されなかったものに限り、)により新たな信託の受益権の交付を受けた場合における旧受益権の譲渡に係る対価の額は、その旧受益権のその信託の併合の直前の帳簿価額に相当する金額とされ、譲渡損益の計上が繰り延べられることとされました(法61の2⑮、法令119①二十三)。

また、集団投資信託のうち証券投資信託について信託の併合が行われた場合において、その受益者に対して併合に係る新たな信託の受益権以外の資産が交付されたときは、証券投資信託の終了による収益の分配として、受取配当等の益金不算入制度の対象とすることとされました(法令19の2①一)。

ロ 信託の分割

法人が旧受益権に係る信託の分割(信託の分割に反対する受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭等を除き、受益者に信託の分割に係る承継信託(信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいいます。以下同じ。)の受益権以外の資産が交付されなかったものに限り、)により承継信託の受益権その他の資産の交付を受けた場合には、一定の計算により譲渡損益の計上が繰り延べられることとされました(法61の2⑯、法令119①二十四、119の8の3)。

〔適用時期〕

新信託法施行日以後に効力が生じる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。)について適用され、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。)については、従来どおり適用されます(改正法附則34①、改正法附則8)。

3 法人課税信託に関する規定の創設

〔創設された制度の概要〕

信託段階において受託者を納税義務者として法人税が課税される信託が「法人課税信託」として定義されるとともに、その範囲に次の(1)に掲げるもの(集団投資信託並びに法第12条第4項第1号に規定する退職年金等信託及び同項第2号に規定する特定公益信託等を除きます。)が規定されました(法2二十九の二)。

法人課税信託の概要は、次のとおりです。

(1) 法人課税信託の範囲

イ 特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託

受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託で、特定受益証券発行信託以外のものをいいます(法2二十九の二イ)。

ロ 受益者等が存しない信託

遺言による目的信託など、受益者及び上記1(2)のみなし受益者(以下これらを「受益者等」といいます。)が存しない信託をいいます(法2二十九の二ロ)。

なお、公益信託(公益信託ニ関スル法律第1条《公益信託》に規定する公益信託(法第37条第6項《寄附金の損金不算入》に規定する特定公益信託を除きます。))は、この受益者等が存しない信託に該当しないものとされています(法附則19の2②)。

ハ 法人が委託者となる信託のうち一定の要件に該当するもの

法人(公共法人及び公益法人等を除きます。)が委託者となる信託(信託財産に属する資産のみを信託する

ものを除きます。)のうち、次の(イ)から(ハ)までの要件のいずれかに該当するものをいいます(法2二十九の二ハ)。

- | |
|--|
| (イ) 委託者である法人の事業の全部又は重要な一部(その譲渡につきその法人の会社法第467条第1項(第1号又は第2号に係る部分に限られます。))の株主総会の決議等を要するものに限られます。)を信託し、その信託の効力が生じた時において、その法人の株主等が取得する受益権のその信託に係るすべての受益権に対する割合が50%を超えるものに該当することが見込まれていたこと(金銭以外の信託財産の種類のおおむね全部が同一の区分に属する場合を除きます。)(法2二十九の二ハ(1)、法令14の5①②、法規8の3の2) |
| (ロ) その信託の効力が生じた時又はその信託行為に定められた存続期間の定めの変更の効力が生じた時(以下「効力発生時等」といいます。))において、自己信託等(ロ)に該当し、かつ、当該効力発生時等以後のその存続期間が20年を超えるものとされていたこと(自己信託等に該当していなかった場合において、その後自己信託等に該当することとなり、その該当することとなった時以後の存続期間が20年を超えるものとされていたときを含みます。)
ただし、次に掲げる場合は除かれます。
① その信託財産に属する主たる資産が耐用年数が20年を超える減価償却資産であることが見込まれていた場合(その信託財産に属する主たる資産が減価償却資産以外の固定資産であることが見込まれていた場合を含みます。)
② その信託財産に属する主たる資産が償還期間が20年を超える金銭債権を含む金銭債権であることが見込まれていた場合
(法2二十九の二ハ(2)、法令14の5③～⑤) |
| (ハ) その信託の効力が生じた時において、委託者である法人の特殊関係者を受益者とする自己信託等で、かつ、その受益者である特殊関係者に対する収益の分配割合の変更が、受益者、委託者、受託者その他の者がその裁量により決定することができる場合に該当したこと(法2二十九の二ハ(3)、法令14の5⑥) |

(注) 「自己信託等」とは、委託者である法人が受託者である場合又は委託者である法人との間に一定の特殊の関係のある者(特殊関係者)が受託者である場合におけるその信託をいいます。

二 集団投資信託以外の投資信託及び特定目的信託

改正前においては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投資信託法」といいます。))第2条第3項に規定する投資信託(投資信託法第2条第4項に規定する証券投資信託及び公募等による投資信託を除きます。))及び資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託は特定信託とされ、特定信託の受託者である内国法人に対して各特定信託の各計算期間の所得について各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税が課税されていましたが、改正後は、法人課税信託として次の(2)から(4)までの規定が適用されることとされました(旧法2二十九の三、7の2、法2二十九の二ニ・ホ)。

(2) 法人課税信託の引受けを行う場合の納税義務者

内国法人が法人課税信託の引受けを行う場合並びに外国法人及び個人が法人課税信託の引受けを行う場合には、これらの者は法人税の納税義務者とされました(法4①②④)。

(3) 法人課税信託の受託者の法人税法の適用

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用をいいます。以下同じ。))及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいいます。以下同じ。))ごとに、それぞれ別の者とみなして、法人税法の規定(納税地に関する規定など一定の規定を除きます。))を適用することとされました(法4の6①)。

また、この場合、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、そのみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとされました(法4の6②)。

(4) 法人課税信託の受託者である受託法人等に関する法人税法の適用

受託法人(法人課税信託の受託者である法人又は個人で(3)によりその法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者として法人税法の規定を適用する場合における当該受託者であるものをいいます。以下同じ。))又は法人課税信託の受益者について、同法の規定を適用する場合には、次に掲げるところによることとされました。

- | |
|--|
| イ 受託法人の連結納税の選択
受託法人(集団投資信託以外の投資信託及び特定目的信託に係る受託法人を除きます。))は、連結納税の選択ができます(法令14の6③④)。 |
| ロ 受託法人の内外判定
法人課税信託に係る受託法人は、その法人課税信託の信託された営業所、事務所等が国内にある場合は内国法人とされ、国内にない場合には外国法人とされます(法4の7一・二)。 |
| ハ 法人課税信託の受託法人が会社でない場合
受託法人が会社でない場合であっても会社とみなされて法人税法の適用があります(法4の7三)。 |
| ニ 信託の併合及び分割
法人課税信託の併合は合併とみなし、分割は分割型分割に含まれるものとされるなど、法人課税信託の併合又は分割等における所要の措置が講じられています(法4の7四・五、法令14の10①～③、131の3⑥)。 |

ホ 法人課税信託の受益権及び収益の分配等 法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなされ、その受益者は株主等に含まれるものとされます。 また、法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当とみなされ、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなされます（法4の7六・十）。
ヘ 受託法人の設立日 その受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日となります。 なお、一の約款に基づき複数の信託契約が締結される場合にはその最初の契約が締結された日に、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日に、設立されたものとされます（法4の7七）。
ト 信託の終了があった場合等の清算所得に対する法人税 法人課税信託について信託の終了があった場合又は受益者等が存しない信託について受益者等が存することとなった場合（(1)イ又はハの信託に該当する場合を除きます。以下「信託特定解散」といいます。）には、法人課税信託に係る受託法人の解散があったものとみなされます（法4の7八、92②）。 信託の終了があった場合には受託法人に対して清算所得に対する法人税が課税されますが、信託特定解散の場合には清算所得に対する法人税は課税されません（法92①）。
チ 受益者等が存しない信託以外の法人課税信託の委託者がその有する資産の信託をした場合等 受益者等が存しない信託以外の法人課税信託の委託者がその有する資産の信託をした場合又は受益者等課税信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があったものとみなされます（法4の7九）。 この場合において、その信託された資産のその信託された時の価額又は受益者等課税信託が法人課税信託に該当することとなった時におけるその信託財産に属する資産の価額から負債の価額を減算した金額は、法令第8条第1項第1号、第8号、第9号《資本金等の額》に掲げる金額に含まれることとされています（法令14の10④）。
リ 集団投資信託が法人課税信託に該当することとなった場合の資産及び負債の帳簿価額等 集団投資信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、その法人課税信託に係る受託法人の設立の時における資産及び負債の帳簿価額は、その該当することとなった時の直前のその集団投資信託の帳簿に記載された資産及び負債の価額とされ、また、その設立の時における資本金等の額は、その該当することとなった時の直前のその集団投資信託について信託されている金額とされるなどの所要の整備が講じられています（法令14の10⑤）。
ヌ その他法人課税信託に係る法人税法等の各制度の適用関係は、次のとおりとなります。 (イ) 寄附金の損金算入限度額の計算 受益者等が存しない法人課税信託は、資本又は出資を有しない法人として損金算入限度額を計算します（法令14の10⑥、法37①、法令73①二）。 (ロ) 各事業年度の所得に対する法人税率 軽減税率（22％）の適用はありません（法66①⑥、143①⑥）。 (ハ) 特定同族会社の特別税率 特定同族会社に該当するかどうかの判定上、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人には該当しません（法令14の10⑥、法67①）。 また、留保控除額の計算に当たって、積立金基準額の適用はありません（法令14の10⑥、法67⑤）。 (ニ) 仮決算をした場合の中間申告 この規定の適用はありません（法72①）。 (ホ) 中小企業等の貸倒引当金の特例 この規定の適用はありません（措令1の2③、措法57の10①）。 (ヘ) 交際費等の損金不算入額の計算 定額控除限度額に係る規定の適用はありません（措令1の2③、措法61の4①）。 (ト) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等 措法第42条の4第11項第5号に規定する中小企業者に該当しないものとされます（措法42の4⑥、措令1の2③、27の4⑩等）。 (チ) 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が1億円以上である場合にこの規定の適用があります（措令1の2③、27の11①）。 (注) 連結納税制度においても、上記に準じた適用関係となります。
ル 法人課税信託の収益の分配である旨の通知 法人課税信託の受託者がその収益の分配を行う場合には、その収益の分配を受ける者に対し、法人課税信託の収益の分配である旨を通知しなければならないこととされています（法令14の10⑦）。
ヲ 事業年度 受託法人の事業年度は、信託行為に定められたその信託の計算期間となります（法13①）。 集団投資信託以外の投資信託が法人課税信託に該当しなくなった場合には、その会計期間開始の日からその該当しないこととなった日までの期間が、その法人課税信託に係る受託法人の事業年度とみなされます（法令14の10⑩）。

ワ 受託者が2以上ある法人課税信託の場合の納税義務者等 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、各受託者のその法人課税信託に係る信託資産等は、一の者の信託資産等とみなされるとともに、この法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下「主宰受託者」といいます。）が納税義務者として法人税を納めるものとされました（法4の8）。 また、主宰受託者が納めるものとされる法人税については、主宰受託者以外の受託者は、連帯納付の責めに任ずることとされるなど、所要の整備が行われています（法152）。
カ 法人課税信託の受託者が個人である場合の所要の措置 法人課税信託の受託者である個人について、その納税地は所得税法第15条各号《納税地》に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とされるなど所要の措置が講じられるとともに、法人税に関する罰則の適用対象に追加されています（法17の2、18、159）。
ヨ 受益者等が存しない信託に関する相続税の損金不算入 法人が納付する相続税法第9条の4《受益者等が存しない信託等の特例》の規定による贈与税及び相続税の額は、損金の額に算入しないこととされています（法38②）。
タ 特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなった場合の直前の未分配利益相当額 特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなった場合において、その該当することとなった時の直前の未分配利益の額に相当する額は、その法人課税信託に係る受託法人のその該当することとなった日の属する事業年度の益金の額に算入するなどの措置が講じられています（法64の3①、法令131の3①②）。
レ 受益者等が存しない信託が法人課税信託に該当しないこととなった場合の課税の繰延べ等 内国法人が受益者等が存しない信託の受益者等（清算中における受益者は除きます。）となったことにより、受益者等が存しない信託に該当しないこととなった場合（(1)イ又はハの信託に該当する場合を除きます。）には、その受益者等となる内国法人は、その受託法人からその信託財産に属する資産及び負債について、その該当しないこととなった時の直前の帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の計算を行うなど所要の措置が講じられています（法64の3②③、法令9①一ホ、9の2①一へ、139の8③、155の23③、155の43⑤）。
ソ 受託法人の変更による資産及び負債の移転 法人課税信託に係る受託法人が受託者の変更により、変更後の受託者に対してその信託に係る資産及び負債の移転をした時は、その変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、変更前の受託者である受託法人の各事業年度の所得の計算を行うなどの所要の措置が講じられています（法64の3④⑤、法令131の3③～⑤）。
ツ 設立の届出等 内国普通法人等の設立の届出及び外国普通法人となった旨の届出に係る書類は、法人課税信託に係る受託法人の設立に当たって提出する場合、その法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含みます。）を併せて記載することとなります（法148②、149②）。 また、受託者の変更届出、代表者等の自署押印についても、所要の措置が講じられています（法149の2、151）。
ネ 申告書等への法人課税信託の名称の併記 法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律の規定に基づき税務署長等に申告書、申請書等を提出する場合には、その法人課税信託の名称を併せて記載しなければならないこととされました（通規5の2）。

〔適用時期〕

- (1) 新信託法施行日以後に効力が生じる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。）について適用され、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従来どおり適用されます（改正法附則34①、改正法令附則8、改正法規附則1三、改正措令附則1六）。
- (2) 新信託法施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言されたものを含み、旧法第12条第1項ただし書に規定する信託を除きます。）が同日以後に法人課税信託に該当することとなった場合には、その信託の受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、その法人課税信託に係る受託法人に対する出資があったものとみなされます（改正法附則34②）。

IV 企業会計への対応に係る改正

1 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入制度の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が短期売買商品の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡損益は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、事業年度末に有する短期売買商品の評価額は、時価法により評価した金額とし、その短期売買商品に係る時価評価損益を当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました(法61①～③)。

(1) 適用対象資産

短期売買商品とは、法人が短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産（有価証券を除きます。）で次に掲げるものをいいます(法61①、法令118の4、法規26の7)。

- イ 法人が取得した金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的(以下「短期売買目的」といいます。)で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの(以下「専担者売買商品」といいます。)
- ロ 法人が取得した金、銀、白金その他の資産のうち、その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したもの(イの専担者売買商品を除きます。)
- ハ 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(以下「被合併法人等」といいます。)から移転を受けた資産のうち、その移転の直前に被合併法人等においてイ又はロに掲げる資産とされていたもの

(2) 短期売買商品の譲渡損益の額の計算等

イ 譲渡損益の益金又は損金算入の時期等

法人が短期売買商品の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました(法61①、法令118の6⑥)。

ロ 取得価額

短期売買商品の取得価額は、次の区分に応じそれぞれ次の金額とされました(法令118の5)。

区 分	取 得 価 額
① 購入した短期売買商品(法第61条の5第2項《デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等》の規定の適用があるものを除きます。)	購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税(附帯税を除きます。))その他その短期売買商品の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額
② ①以外の短期売買商品(適格分社型分割又は適格現物出資により分割法人又は現物出資法人から取得したものを除きます。)	取得の時におけるその短期売買商品の取得のために通常要する価額

ハ 一単位当たりの帳簿価額の算出の方法

譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、移動平均法又は総平均法とされています(法令118の6①③④)。

なお、法人が算出の方法を選定しなかった場合又は選定した方法により算出しなかった場合の法定の算出方法は移動平均法とされています(法令118の6⑥)。

二 みなし譲渡

法人が短期売買商品を有する場合において、短期売買目的で短期売買商品の売買を行う業務の全部を廃止したときは、その短期売買商品をその時における価額により譲渡し、かつ、短期売買商品以外の資産をその価額により取得したものとみなして、各事業年度の所得の計算を行うこととされました(法61④)。

(3) 短期売買商品の時価評価

イ 時価評価金額

法人が事業年度末において有する短期売買商品については、時価法により評価した金額(以下「時価評価金額」といいます。)をもって、その時における評価額とすることとされました(法61②、法令118の7)。

時価法とは、事業年度末において有する短期売買商品をその種類及び銘柄(以下「種類等」といいます。)の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、次に掲げるいずれかの価額にその

短期売買商品の数量を乗じて計算した金額をもってその短期売買商品のその時における評価額とする方法をいいます。

(イ) 価格公表者によって公表された当該事業年度末日における短期売買商品の最終の売上の価格（その最終の売上の価格がない場合には公表された同日における最終の気配相場の価格とし、同日におけるその最終の売上の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前で当該事業年度末日に最も近い日におけるその最終の売上の価格又はその最終の気配相場の価格。(ロ)において「最終価格」といいます。)

(ロ) 価格公表者によってその価格を公表される短期売買商品又はこれに類似する商品の最終価格にこれらの品質、所在地その他の価格に影響を及ぼす条件の差異により生じた価格差につき必要な調整を加えて得た価格

ロ 時価評価損益の益金又は損金算入

法人が事業年度末において短期売買商品を有する場合には、その短期売買商品に係る評価益又は評価損は、資産の評価益の益金不算入(法25①)又は資産の評価損の損金不算入(法33①)の規定にかかわらず、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました(法61③)。

ハ 翌事業年度における処理

ロによりその事業年度の益金の額又は損金の額に算入された評価益又は評価損に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入するとともに、翌事業年度開始の時におけるその短期売買商品の帳簿価額は、その評価益に相当する金額を減算し、又はその評価損に相当する金額を加算した金額とし、洗替計算を行うこととされました(法令 118 の 8 ①③)。

(4) その他

短期売買商品に係る税制の創設に伴い、所要の規定の整備が行われました。

〔適用時期〕

平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において取得する資産について適用されます(改正法令附則 16①)。

2 繰延資産の範囲等に関する規定の整備

〔改正の内容〕

繰延資産の範囲及び社債発行差金等について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 繰延資産の範囲 (法令14①、旧法令14①、改正法令附則 7 ①②) (改正法令附則 7 ③④)	○ 繰延資産の範囲について次のとおり整備されました。 イ 創業費が創立費に名称変更されました。 ロ 試験研究費が除外されました。 ハ 開発費から新たな事業の開始のために特別に支出する費用が除外されました。 ニ 新株発行費に自己株式の交付費が追加されるとともに、新株発行費から新株予約権の発行費が除外され、その名称が株式交付費に改められました。 ホ 社債発行費に新株予約権の発行費が追加され、その名称が社債等発行費に改められました。 ヘ 社債発行差金が除外されました。	平19.4.1前に支出した試験研究費については、従来どおり適用されます。 改正後の開発費、株式交付費、社債等発行費の規定は、平19.4.1以後に支出するものについて適用され、同日前に支出した改正前の開発費、新株発行費及び社債発行費については、従来どおり適用されます。 社債等が平19.4.1以後最初に開始する事業年度開始の時において償還されていない場合には、その開始の時においてその社債等の券面金額から社債発行差金の当該開始の時における帳簿価額を控除した金額によりその社債等の償還があったものとみなすこととされました。 なお、適格組織再編成(適格合併、適格分割、適格現物出資

		又は適格事後設立をいいます。)により社債等の償還等に係る義務の引継ぎを受けた場合の取扱いについても、所要の整備が行われました。
(2) 金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入 (法令136の2①～③、旧法令136の2①～③、改正法令附則20)	○ 社債発行差益の益金算入制度が改組され、法人が社債の発行その他の事由により金銭債務に係る債務者となった場合において、次のイ又はロに掲げる場合には、それぞれ次の算式により計算した金額を、各事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました。 イ 金銭債務に係る収入額がその債務額を超える場合 $\text{益金算入額} = (\text{収入額} - \text{債務額}) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{社債等の償還期間の月数}}$ ロ 金銭債務に係る収入額がその債務額に満たない場合 $\text{損金算入額} = (\text{債務額} - \text{収入額}) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{社債等の償還期間の月数}}$	平19.4.1以後に開始する事業年度において金銭債務に係る債務者となった法人のその金銭債務について適用されます。なお、平19.4.1以後最初に開始する事業年度開始の時ににおいて償還されていない社債等がある場合には、所要の経過措置が講じられています。

3 リース取引に関する規定の整備

〔制度の概要〕

(1) リース取引に係る所得計算

法人がリース取引を行った場合において、そのリース取引が一定の要件に該当するものであるときは、そのリース取引の目的となる資産(以下「リース資産」といいます。)の売買又は金銭の貸借があったものとして各事業年度の所得の計算を行うこととされています(旧法令136の3)。

イ リース取引の範囲

リース取引とは、資産の賃貸借で、次の要件を満たすものをいいます(旧法令136の3③)。

- (イ) その賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること
- (ロ) その賃貸借に係る賃借人がその賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実施的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること

ロ 売買として取り扱われるリース取引(所有権移転ファイナンス・リース取引)

法人がリース取引をした場合において、そのリース取引が次のいずれかに該当するもの又はこれらに準ずるものであるときは、そのリース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時にそのリース資産の売買があったものとして、各事業年度の所得の計算を行うこととされています(旧法令136の3①)。

- (イ) リース期間終了の時又はリース期間の中途において、リース資産が無償又は名目的な対価の額でその賃借人に譲渡されるものであること
- (ロ) その賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途においてリース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること
- (ハ) リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中その賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること又はリース資産の識別が困難であると認められるものであること
- (ニ) リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して相当の差異があるものであること(その賃貸人又はその賃借人の法人税又は所得税の負担を著しく軽減することとなると認められるものに限りません。)

ハ 金銭の貸借として取り扱われるリース取引

法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸(リース取引に該当するものに限りません。)を条件に資産の売買を行った場合において、その資産の種類、その売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、その資産の売買はなかったものとし、かつ、その譲受人からその譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして、各事業年度の所得の

計算を行うこととされています（旧法令 136 の 3 ②）。

(2) 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度

法人が、長期割賦販売等に該当する資産の販売等をした場合において、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の益金の額及び損金の額に算入することとされています（法 63 ①）。

〔改正の内容〕

(1) リース取引に係る所得計算

所有権移転外ファイナンス・リース取引についても売買取引に準じた処理を行うこととされ、次の改正が行われました。

イ 売買として取り扱われるリース取引

法人がリース取引を行った場合には、そのリース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時にそのリース資産の売買があったものとして、その賃貸人又は賃借人である法人の各事業年度の所得の計算を行うこととされました（法 64 の 2 ①）。

(注) 企業会計においても、所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうちリース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められる取引以外の取引をいいます。）に関して、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされています（企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成 19 年 3 月 30 日企業会計基準委員会））。

ロ 金銭の貸借として取り扱われるリース取引

法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限ります。）を条件に資産の売買を行った場合において、その資産の種類、その売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、改正前と同様に、その資産の売買はなかったものとし、かつ、その譲受人からその譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして、その譲受人又は譲渡人である法人の各事業年度の所得の計算を行うこととされました（法 64 の 2 ②）。

ハ リース取引の範囲の整備

(イ) リース取引の範囲から、土地の賃貸借のうち、法令第 138 条（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入）の規定の適用のあるもの及び次に掲げる要件（これらに準ずるものを含みます。）のいずれにも該当しないものが除かれることとされました（法 64 の 2 ③、法令 131 の 2 ①）。

① その土地の賃貸借に係る契約において定められているその賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」といいます。）の終了の時又はその賃貸借期間の中途において、その土地が無償又は名目的な対価の額でその賃貸借に係る賃借人に譲渡されるものであること（法令 131 の 2 ①一）

② その土地の賃貸借に係る賃借人に対し、賃貸借期間終了の時又は賃貸借期間の中途においてその土地を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること（法令 131 の 2 ①二）

(ロ) 資産の賃貸借につき、その賃貸借期間（その資産の賃貸借に係る契約の解除をすることができないものとされている期間に限ります。）において賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額のおおむね 90% に相当する金額を超える場合には、その資産の賃貸借は、リース取引に該当する要件である「資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること」に該当するものとされました（法令 131 の 2 ②）。

(2) 長期割賦販売等

イ 長期割賦販売等の範囲

長期割賦販売等の範囲にリース譲渡（リース取引によるリース資産の引渡しをいいます。以下同じ。）が追加されました（法 63 ⑥）。

ロ 延払基準の方法

リース譲渡に該当する長期割賦販売等について、次の(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額を当該事業年度の収益の額とし、(ハ)に掲げる金額を当該事業年度の費用の額とする方法が、延払基準の方法に追加されました（法令 124 ①二）。

収益の額	(イ)	$\left(\frac{\text{元本相当額}}{\text{長期割賦販売等の対価の額}} - \frac{\text{利息相当額}}{\text{利息相当額}} \right) \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$
	(ロ)	長期割賦販売等の利息相当額がその元本相当額のうちその支払の期日が到来していないものの金額に応じて生ずるものとした場合に当期におけるリース期間に帰せられる利息相当額
費用の額	(ハ)	$\text{長期割賦販売等の原価の額} \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$

ハ リース譲渡の特例

法人がリース譲渡を行った場合には、次の(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額を当該事業年度の収益の額とし、(ハ)に掲げる金額を当該事業年度の費用の額として、各事業年度の所得の計算を行うことができるものとされました(法 63②、法令 124③④)。

収益の額	(イ)	$\left[\frac{\text{リース譲渡の対価の額}}{\text{元本相当額}} - \left\{ \left(\frac{\text{リース譲渡の対価の額}}{\text{リース譲渡の原価の額}} - \frac{\text{リース譲渡の利息相当額}}{\text{リース譲渡の原価の額}} \right) \times 20\% \right\} \right] \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$
	(ロ)	リース譲渡に係る賦払金の支払を、支払期間をリース期間と、支払日を当該リース譲渡に係る対価の支払の期日と、各支払日の支払額を当該リース譲渡に係る対価の各支払日の支払額と、利息の総額を利息相当額と、元本の総額を元本相当額とし、利率をその支払期間、支払日、各支払日の支払額、利息の総額及び元本の総額を基礎とした複利法により求められる一定の率として賦払の方法により行うものとした場合に当期におけるリース期間に帰せられる利息の額に相当する金額
費用の額	(ハ)	$\text{リース譲渡の原価の額} \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$

(注) この特例は、リース譲渡の日の属する事業年度の確定申告書に、収益の額及び費用の額の益金算入及び損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用されます(法 63⑦)。

二 その他

改正事項	改正の内容
イ 延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理 (法令125②)	○ リース譲渡の特例の適用を受けている法人が、その適用を受けているリース譲渡に係る契約の解除又は他の者に対する移転(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立による移転を除きます。)をした場合には、そのリース譲渡に係る収益及び費用の額(既に益金の額及び損金の額に算入されたものを除きます。)は、その解除又は移転をした事業年度の益金の額及び損金の額に算入することとされました。
ロ 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用 (法令126②二)	○ 資産の販売等又はリース譲渡に係る契約を連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において他の者に移転をした場合におけるその移転をした契約は、連結開始又は連結加入に伴う未実現損益の計上対象となる契約から除かれることが明確化されました。
ハ 非適格株式交換等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用 (法令126の2②)	○ 次に掲げる契約は、法第62条第1項に規定する非適格株式交換等に伴う未実現損益の計上対象となる契約から除かれることが明確化されました。 ・ 資産の販売等又はリース譲渡に係る契約を非適格株式交換等の日の属する事業年度開始の日からその非適格株式交換等の日の前日までの期間内に他の者に移転をした場合におけるその移転をした契約 ・ 資産の販売等又はリース譲渡に係る契約を非適格株式交換等の日から同日の属する事業年度終了の日までの期間内に締結し、又は当該期間内に他の者から移転を受けた場合におけるその締結し、又は移転を受けた契約
ニ 適格組織再編成が行われた場合における延払基準の適用 (法令128②)	○ 法人が適格組織再編成(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。)により被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。)から、その被合併法人等においてリース譲渡の特例の適用を受けている契約の移転を受けた場合には、そのリース譲渡に係る対価の額及び原価の額並びにリース期間等をその法人が行ったリース譲渡に係る対価の額及び原価の額並びにリース期間等とみなして、適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度において、リース譲渡の特例を適用することとされました。

【適用時期】

平成20年4月1日以後に締結される契約に係るリース取引について適用され、同日前に締結された契約に係るリース取引については、従来どおり適用されます(改正法附則43、44、改正法令附則21)。

4 棚卸資産の評価方法等に関する規定の整備

棚卸資産の評価に関する企業会計の整備等に伴い、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 棚卸資産の定義(法220、旧法220、改正法附則1、32)	○ 棚卸資産の範囲から短期売買商品(17ページの(1)参照)が除かれました。	平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 棚卸資産の評価の方法(法令28①②、旧法令28①②、改正法令附則2、10)	○ 低価法を適用する場合において、原価法により評価した価額と比較することとなる期末評価額が、「当該事業年度終了の時ににおけるその取得に通常要する価額」(再調達原価)から「当該事業年度終了の時ににおける価額」(時価)に改められました。	平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 なお、平19.3.31の属する事業年度においてその有する棚卸資産について低価法を選定している法人の平19.4.1から平20.3.31までの間に開始する各事業年度においては、再調達原価を期末評価額として、この制度を適用することができます(一定の要件を満たす場合に限ります。)

V 組織再編成に関する改正

1 合併等の対価の範囲等に関する規定の整備

〔制度の概要〕

(1) 合併法人等における移転資産の譲渡損益の繰延べ

法人が、合併又は分割によりその有する資産等の移転をした場合において、その合併又は分割が適格合併又は適格分割に該当する場合は、その譲渡損益の計上を繰り延べることとされています（法 62 の 2 ①、62 の 3 ①）。

また、法人が株式交換又は株式移転を行った場合に、その株式交換又は株式移転が適格株式交換又は適格株式移転に該当しない場合には、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の有する一定の資産について時価評価損益を計上することとされています（法 62 の 9 ①）。

この適格合併、適格分割、適格株式交換又は適格株式移転とは、合併、分割、株式交換又は株式移転（以下(1)(2)において「合併等」といいます。）で、合併等の対価として合併法人等（合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人をいいます。以下(2)において同じ。）の株式以外の資産が交付されないなど一定の要件（以下「適格要件」といいます。）を満たすものをいいます（旧法 2 十二の八・十二の十一・十二の十六、法 2 十二の十七、旧法令 4 の 2 ①～⑥・⑫～㉒）。

(2) 被合併法人等の株主における被合併法人等の株式の譲渡損益の計上の繰延べ

被合併法人等（被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人をいいます。以下(2)において同じ。）の株主が旧株（その株主が有していた被合併法人等の株式をいいます。以下(2)において同じ。）を発行した法人の合併等により合併法人等の株式の交付を受けた場合（合併法人等の株式以外の資産の交付を受けなかった場合に限り。）におけるその旧株の譲渡損益の計算に係る譲渡対価の額は、その旧株のその合併等の直前の帳簿価額に相当する金額とされます（旧法 61 の 2 ②④⑦⑧）。

〔改正の内容〕

(1) 合併等の対価の範囲

合併、分割又は株式交換（以下「合併等」といいます。）について、その適格要件のうち合併等の対価の範囲に、それぞれ合併親法人株式、分割承継親法人株式又は株式交換完全支配親法人株式（以下「合併親法人株式等」といいます。）以外の資産が交付されない場合のその合併親法人株式等が追加されました（法 2 十二の八・十二の十一・十二の十六、法令 4 の 2 ①⑤⑭）。

(注) 1 「合併親法人株式」とは、合併の直前にその合併に係る合併法人とその合併法人以外の法人との間にその法人による直接完全支配関係（2 の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を保有する関係をいいます。以下同じ。）があり、かつ、その合併後にその合併法人とその法人（以下(注) 1・4 において「親法人」といいます。）との間に親法人による直接完全支配関係が継続することが見込まれている場合におけるその親法人の株式をいいます（法令 4 の 2 ①）。

2 「分割承継親法人株式」とは、分割の直前にその分割に係る分割承継法人とその分割承継法人以外の法人との間にその法人による直接完全支配関係があり、かつ、その分割後にその分割承継法人とその法人（以下(注) 2 において「親法人」といいます。）との間に親法人による直接完全支配関係が継続することが見込まれている場合におけるその親法人の株式をいいます（法令 4 の 2 ⑤）。

3 「株式交換完全支配親法人株式」とは、株式交換の直前にその株式交換に係る株式交換完全親法人とその株式交換完全親法人以外の法人との間にその法人による直接完全支配関係があり、かつ、その株式交換後にその株式交換完全親法人とその法人（以下(注) 3 において「親法人」といいます。）との間に親法人による直接完全支配関係が継続することが見込まれている場合におけるその親法人の株式をいいます（法令 4 の 2 ⑭）。

4 その合併の後に次の適格合併が行われることが見込まれている場合における上記(注) 1 の直接完全支配関係の継続については、それぞれ次のとおりとなります（法令 4 の 2 ①）。また、分割又は株式交換に係る上記(注) 2、3 の直接完全支配関係についても同様となります（法令 4 の 2 ⑤⑭）。

① 親法人を被合併法人とする適格合併……その合併後に合併法人と親法人との間に親法人による直接完全支配関係があり、その適格合併後に適格合併に係る合併法人とその合併に係る合併法人との間にその適格合併に係る合併法人による直接完全支配関係が継続すること

② その合併に係る合併法人を被合併法人とする適格合併……その合併の時から適格合併の直前の時までその合併法人と親法人との間に親法人による直接完全支配関係が継続すること

(2) 被合併法人等の株主における被合併法人等の株式の譲渡損益の繰延べ

被合併法人の株主について、その被合併法人の株式の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち合併の対価の範囲に、親法人（合併の直前にその合併に係る合併法人との間にその合併法人の発行済株式の全部を保有

する関係がある法人をいいます。)の株式以外の資産が交付されなかった場合のその親法人の株式が追加されました(法61の2②、法令119の7の2①)。

分割型分割及び株式交換についても同様となります(法61の2④⑨、法令119の7の2②③)。

(3) 合併法人等が適格合併等の対価として交付する合併親法人株式等に係る譲渡損益

法人が自己を合併法人とする適格合併により合併親法人株式を交付した場合には、その株式の譲渡対価の額は、その合併親法人株式のその適格合併の直前の帳簿価額に相当する金額とされました(法61の2⑦)。

適格分割又は適格株式交換により分割承継親法人株式又は株式交換完全支配親法人株式を交付した場合も同様となります(法61の2⑧⑩)。

(4) 合併法人等有する親法人株式のみなし譲渡

法人が自己を合併法人等(合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人をいいます。)とする合併等の対価として親法人株式を交付しようとする場合において、その合併等に係る契約をする日(以下「契約日」といいます。)にその親法人株式を有していたとき、又は契約日後に一定の事由により親法人株式の移転を受けたときは、その契約日又はその移転を受けた日(以下「契約日等」といいます。)において、その親法人株式(契約日等において有していた親法人株式の数及び契約日等において移転を受けた親法人株式の数の合計数が合併等により交付しようとする親法人株式の数を超える場合のその超える部分の数は除かれます。)をその契約日等における価額により譲渡し、かつ、その価額により取得したものとみなすこととされました(法61の2②、法令119の11の2)。

(註)1「親法人株式」とは、親法人(合併等の直前にその法人との間にその法人の発行済株式の全部を保有する関係がある法人をいいます。以下(註)2において同じ。)に該当することが契約日において見込まれる法人の株式をいいます(法61の2②、法令119の11の2①)。

2「一定の事由」とは、合併等の対価として親法人株式を交付しようとする法人の次に掲げる事由(これらの事由により親法人に該当することが見込まれる法人から親法人株式の移転を受ける場合におけるこれらの事由は除かれます。)をいいます(法令119の11の2②)。

① その法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立

② その法人が旧株(その法人が有していた株式をいいます。以下同じ。)を発行した法人の合併(その株式の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなるものに限ります。)によりその合併に係る合併法人から親法人株式の交付を受けた場合におけるその合併

③ その法人が旧株を発行した法人の分割型分割(その株式の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなるものに限ります。)により剰余金の配当等として分割対価資産の交付を受けた場合でその分割対価資産が親法人株式であるときにおけるその分割型分割

④ その法人を分割法人とする適格分社型分割により親法人株式の交付を受けた場合におけるその適格分社型分割

⑤ その法人が旧株を発行した法人の株式交換(その株式の譲渡損益の計上が繰り延べられることとなるものに限ります。)によりその株式交換に係る株式交換完全親法人から親法人株式の交付を受けた場合におけるその株式交換

(5) その他

その他合併等の対価の範囲等の改正に伴い、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容
イ 共同事業を営むための合併等に係る株式継続保有要件(法令4の2④五・⑥六・⑩五)	○ 共同事業を営むための合併等(合併、分割型分割又は株式交換をいいます。)に係る適格要件のうち株式継続保有要件について、合併親法人株式等を継続して保有するか否かを基準として判定することとされました。
ロ 合併法人等の増加資本金等の額(法令8①五～七・十一)	○ 合併法人が適格合併により被合併法人の株主等に合併親法人株式を交付した場合にあっては、その合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額からその交付した合併親法人株式の適格合併の直前の帳簿価額を減算した金額は、合併法人のその適格合併により増加する資本金等の額とされました。 なお、適格分割、適格株式交換についても、上記に準じた改正が行われています。
ハ 抱合株式にのみなし割当がある場合における合併法人の増加利益積立金額(法令9①二の二)	○ 親法人株式のみを交付する合併(適格合併を除きます。)により、抱合株式にその親法人株式が交付されずに株式割当等を受けたものとみなされるときは、その株式割当等を受けたものとみなされる親法人株式のその合併の時の価額から被合併法人の株式のその合併の直前の帳簿価額及びのみなし配当の額を減算した金額に相当する金額は、合併法人において増加する利益積立金額とされました。

ニ 欠損金の繰越し (法57⑩、58⑤、法令112⑪) (法令112⑮⑯)	○ 連結法人単体事業年度において、連結子法人を合併法人又は分割承継法人とする適格合併又は適格分割が行われた場合の欠損金の引継制限について、所要の整備が行われました。 なお、災害損失欠損金額についても、同様の改正が行われています。 ○ 最初の連結親法人事業年度において適格合併又は合併類似適格分割型分割が行われた場合の欠損金の引継制限等について、所要の整備が行われました。
ホ 連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価損益 (法61の11④四、61の12①二)	○ 連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価の適用除外法人に連結子法人等が行う適格三角株式交換に係る株式交換完全子法人等が追加されました。
ヘ 特定資産に係る譲渡損失額の損金不算入 (法62の7⑦)	○ 連結子法人が連結法人単体事業年度において特定適格合併等（その法人を合併法人等とする適格合併等で、その法人との間に連結完全支配関係がない法人を被合併法人等とするものに限り。）を行った場合における特定保有資産については、この制度の適用はないこととされました。
ト 組織再編成に係る行為又は計算の否認 (法132の2)	○ 組織再編成に係る行為又は計算の否認の対象に、合併等により交付された株式を発行した法人（合併等をした一方の法人又は他方の法人を除きます。）が追加されました。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の規定(5)のトを除きます。)は、平成19年5月1日以後に行われる合併等について適用され、同日以前に行われた合併等については従来どおり適用されます(改正法附則33、36、38～41)。
- (2) 改正の内容(5)のトの規定は、法人が平成19年5月1日以後に行う行為又は計算について適用され、法人が同日以前に行った行為又は計算については従来どおり適用されます(改正法附則47)。

2 共同事業要件に関する規定の整備

〔制度の概要〕

合併においては、被合併法人と合併法人との間に50%超の株式等の保有関係がない場合においても、いわゆる共同事業要件を満たせば適格合併に該当することとなりますが、この共同事業要件のうちの一つとして、「合併に係る被合併法人の被合併事業とその合併に係る合併法人の合併事業とが相互に関連するものであること」という要件（以下「事業関連性要件」といいます。）が規定されています(旧法2十二の八ハ、旧法令4の2③一)。また、分割、現物出資、株式交換又は株式移転についても、同様に、事業関連性要件が規定されています(旧法2十二の十一ハ・十二の十四ハ・十二の十六ハ・十二の十七ハ、旧法令4の2⑥一・⑩一・⑮一・⑳一)。

(注)1 「被合併事業」とは、被合併法人の合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業をいいます。

2 「合併事業」とは、合併法人の合併前に営む事業のうちのいずれかの事業をいいます。なお、その合併が法人を設立する合併である場合にあっては、他の被合併法人の被合併事業をいいます。

〔改正の内容〕

合併に係る事業関連性について、その具体的な判定基準が、次のとおり規定されました。

- (注)1 分割、現物出資、株式交換又は株式移転に係る事業関連性の判定についても、同様となります(法規3③)。
- 2 繰越欠損金の引継ぎ等の制限に係るいわゆるみなし共同事業要件のうち事業関連性の判定についても、同様となります(法規26)。
- (1) 50%超の株式等の保有関係がある適格合併に該当する合併以外の合併が次に掲げる要件のすべてに該当するものである場合には、被合併事業と合併事業とが相互に関連するものに該当するものとされました(法規3①)。
- イ 被合併法人及び合併法人がその合併の直前においてそれぞれ次に掲げる要件のすべてに該当すること
- (イ) 事務所、店舗、工場その他の固定施設（その本店又は主たる事務所の所在地がある国又は地域にあるこれらの施設に限り。以下「固定施設」といいます。）を所有し、又は賃借していること
 - (ロ) 従業者（役員にあっては、その法人の業務に専ら従事するものに限り。）があること
 - (ハ) 自己の名義をもって、かつ、自己の計算において次に掲げるいずれかの行為をしていること
 - ① 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものを行い、その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含みます。以下同じ。）

- ② 広告又は宣伝による商品販売等に関する契約の申込み又は締結の勧誘
- ③ 商品販売等を行うために必要となる資料を得るための市場調査
- ④ 商品販売等を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等についての申請又はその許認可等に係る権利の保有
- ⑤ 知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。以下同じ。）の取得をするための出願若しくは登録（移転の登録を除きます。）の請求若しくは申請（これらに準ずる手続を含みます。）、知的財産権（実施権及び使用権を含むものとし、商品販売等を行うために必要となるものに限ります。以下「知的財産権等」といいます。）の移転の登録（実施権及び使用権にあっては、これらの登録を含みます。）の請求若しくは申請（これらに準ずる手続を含みます。）又は知的財産権若しくは知的財産権等の所有
- ⑥ 商品販売等を行うために必要となる資産（固定施設を除きます。）の所有又は賃借
- ⑦ ①から⑥までに掲げる行為に類するもの

ロ 被合併事業と合併事業との間に合併の直前において次に掲げるいずれかの関係があること

(イ) 被合併事業と合併事業とが同種のものである場合におけるその被合併事業と合併事業との間の関係

(ロ) 被合併事業に係る商品、資産若しくは役務（それぞれ販売され、貸し付けられ、又は提供されるものに限ります。以下同じ。）又は経営資源（事業の用に供される設備、事業に関する知的財産権等、生産技術又は従業者の有する技能若しくは知識、事業に係る商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式その他これらに準ずるものをいいます。以下同じ。）と合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とが同一のもの又は類似するものである場合におけるその被合併事業と合併事業との間の関係

(ハ) 被合併事業と合併事業とが合併後にその被合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とその合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とを活用して営まれることが見込まれている場合におけるその被合併事業と合併事業との間の関係

(2) 合併に係る被合併法人の被合併事業とその合併に係る合併法人の合併事業とが、その合併後にその被合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とその合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とを活用して一体として営まれている場合には、その被合併事業と合併事業とは、上記(1)ロに掲げる要件に該当するものと推定することとされました(法規3②)。

【適用時期】

平成19年4月13日から施行されます(19年4月改正法規附則①)。

VI 税額の計算に関する改正

○ 特定同族会社の留保金課税制度の整備

【制度の概要】

この制度は、特定同族会社（被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるものをいいます。）の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の表に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に次の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とするというものです（旧法67①）。

金 額 の 区 分	割 合
年3,000万円以下の金額	10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額	15%
年1億円を超える金額	20%

〔改正の内容〕

(1) 適用対象となる会社の範囲の改正

適用対象となる特定同族会社から、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である被支配会社が除かれました（法67①）。

(2) 留保控除額の改正

(1)の改正に伴い、中小特定同族会社に対する留保控除額の特例が廃止されました（法67⑤一、旧法67⑤一・四、旧法令140）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（法81の13、旧法令155の25の3、155の43④四）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則32）。
- (2) 改正の内容の(3)の規定は、連結親法人事業年度が平成19年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則46）。

Ⅶ その他の改正

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 公益法人等の範囲 （法2六、別表第二、改正法附則1） （法2六、別表第二、改正法附則1九〇） （法2六、別表第二、改正法附則1八〇）	○ 公益法人等の範囲に、次の法人が追加されました。 ・ 日本水先人会連合会及び水先人会 ・ 貸金業協会 ○ 証券取引法の改正に伴い、証券業協会が認可金融商品取引業協会に改められました。	平19.4.1から施行されます。 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日から施行されます。 証券取引法一部改正法の施行の日から施行されます。
(2) 株式交換・株式移転に係る適格要件 （法2十二の十六ロ・十二の十七ロ、法令4の2⑯一・⑯・⑳六、旧法令4の2⑭⑮、改正法附則33②、改正法令附則3）	○ 株式交換等に係る適格要件について次のとおり整備・見直しが行われました。 - イ 企業グループ内の株式交換・株式移転 (イ) 100%の資本関係がある法人間で行う株式交換について、当事者間で100%の資本関係がある法人が行う株式交換も適格株式交換に該当する旨が明示されました。 (ロ) 単独株式移転後に適格組織再編成を行うことが見込まれている場合の適格要件が緩和されました。 (ハ) 50%超の資本関係がある法人間で行う株式交換又は株式移転について、その株式交換又は株式移転後に適格分割等を行うことが見込まれている場合における分割承継法人等の範囲が50%超の資本関係がある法人以外にも緩和されました。 - ロ 共同事業を営むための株式移転 - 共同事業を営むための株式移転に係る適格要件のうち、その株式移転後に行われる適格合併の範囲が明確化されるとともに、その株式移転後の株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人の資本関係についての整備が行われました。	平19.4.1以後に行われる株式交換又は株式移転について適用され、同日前に行った株式交換又は株式移転については、従来どおり適用されます。

(3) 資本金等の額 (法令 8①十六・十九・二十、改正法令附則 4①) (法令 8①十一・十二、改正法令附則 4①)	○ 分割型分割、資本の払戻し等又は自己株式の取得等が行われた場合の資本金等の額の計算方法について、所要の整備が行われました。 ○ 株式交換又は株式移転に伴いその法人が消滅をした株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の新株予約権に代えて交付したその法人の新株予約権に対応する債権を取得する場合には、その債権の価額を増加資本金等の額の計算における新株予約権の価額から控除することとされました。	平 19. 4. 1 以後に行われる分割型分割、資本の払戻し等又は自己株式の取得等について適用されます。 平 19. 4. 1 以後に行われる株式交換又は株式移転について適用されます。
(4) 利益積立金額 (法令 9①九、改正法令附則 5①)	○ 適格分割型分割が行われた場合の利益積立金額の計算方法について、所要の整備が行われました。	平 19. 4. 1 以後に行われる適格分割型分割について適用されます。
(5) 有価証券の範囲 (法 2 二十一、法令 11、旧法 2 二十一、旧法令 11、改正法令附則 6)	○ 証券取引法の改正等に伴い、有価証券の範囲に抵当証券が追加される等所要の整備が行われました。	証券取引法一部改正法の施行の日以後に取得するものについて適用され、同日前に取得したものについては、従来どおり適用されます。
(6) みなし事業年度 (法 14 二十一・二十二、改正法令附則 1)	○ 外国法人が、事業年度の中途において、国内に恒久的施設を有しなくなった場合等のみなし事業年度について、所要の整備が行われました。	平 19. 4. 1 から施行されます。
(7) みなし配当 (法令 23 ①二～四、改正法令附則 9①) (法令 23③三、改正法令附則 9②) (法令 8①二十一ホ、23③六、改正法令附則 4③) (法令 8①二十一ヘ、23③七、改正法令附則 4③)	○ 分割型分割、資本の払戻し等又は自己株式の取得等が行われた場合のみなし配当の額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額の計算方法について、所要の整備が行われました。 ○ みなし配当の額が生じない自己株式の取得事由に、次に掲げるものが追加されました。 イ 金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する金融商品取引業のうち同項第 10 号に掲げる行為を行う者が同号の有価証券の売買の媒介等をする場合におけるその売買 ロ 適格分社型分割により分割承継法人から分割承継親法人株式である自己の株式の交付を受けた場合のその交付 ハ 株式交換 (旧株の譲渡損益の計上が繰り延べられるものに限り。)により株式交換完全親法人から親法人の株式である自己の株式の交付を受けた場合のその交付	平 19. 4. 1 以後に行われる分割型分割、資本の払戻し等又は自己株式の取得等について適用されます。 証券取引法一部改正法の施行の日以後に生ずる左記の事由による取得について適用されます。 平 19. 5. 1 以後に行われる自己株式の取得について適用されます。 同 上
(8) 国庫補助金等の範囲 (旧法令 79 二・六、旧法規 24 の 2、改正法令附則 13①②)	○ 国庫補助金等の範囲から次の補助金等が除かれました。 イ 独立行政法人雇用・能力開発機構の助成金 ロ 独立行政法人農畜産業振興機構の補助金のうち地域国内産糖製造事業者が行う事業を補助する業務に関するもの	平 19. 4. 1 前に助成金の交付を受けることができることとなった法人が、同日以後に暫定雇用福祉事業に係る助成金の交付を受けたときは、従来どおり適用されます。 平 19. 4. 1 前に交付を受けた補助金については、従来どおり適用されます。
(9) 保険金等の範囲 (法令 84、改正法令附則 14)	○ 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる保険金等の範囲に、次の法人 (中小企業等協同組合法に規定する特定共済組合又は特定共済組合連合会に限り。)が行う共済で固定資産について生じた損害を共済事故とするものに係る共済金が追加されました。 ・事業協同組合及び事業協同小組合 ・協同組合連合会	平 19. 4. 1 以後に支払を受ける共済金について適用されます。

(10) 新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等（法令111の2③、改正法令附則2）	○ 新株予約権の発行が正常な取引条件で行われた場合の役務の提供に係る費用の額について、合併又は分割に係る承継新株予約権である場合、株式交換又は株式移転に係る承継新株予約権である場合及びその発行法人を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする株式交換又は株式移転により消滅したものである場合について、所要の整備が行われました。	平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。
(11) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用及び資産の譲渡等損失額の損金不算入（法令118の3④、155の5、改正法令附則2） （法81の9の2②～④、法令155の21の2⑨、改正法令附則45、改正法令附則24）	○ 損金不算入の対象となる特定資産の譲渡等一定の事由による損失の額及び損金不算入額から控除される特定資産の譲渡又は評価換えによる利益の額について、みなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度に準じて計算することとされました。 ○ 欠損等連結法人の欠損金の引継制限の対象から災害損失欠損金額が除かれました。	平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 平19.4.1以後に適格合併等が行われる場合及び同日以後に最初連結親法人事業年度開始の日がある場合について適用され、平19.4.1前に適格合併等が行われた場合及び同日前に最初連結親法人事業年度開始の日がある場合については従来どおり適用されます。
(12) 有価証券の取得価額（法令119①四、旧法令119①四、改正法令附則17①）	○ 有価証券と引換えに払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額が、その有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額であるかどうかの判定を行う時点について、払い込むべき金銭の額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を定める時とされました。	平19.4.1以後に取得する有価証券について適用され、同日前に取得した有価証券については、従来どおり適用されます。
(13) 資本の払戻し等の場合の株式の譲渡原価の額等（法令119の9②、旧法令119の9②、改正法令附則17④）	○ 法人が資本の払戻しを行う場合のその資本の払戻しに係る株式を有していた法人に対して通知する事項から、資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額が除かれました。	平19.4.1以後に行う資本の払戻しについて適用され、同日前に行った資本の払戻しについては、従来どおり適用されます。
(14) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入（法令123の8③二・四・⑦、改正法令附則2） （法令123の8④四・⑥五、改正法令附則2）	○ 会社更生法等による更生手続開始の決定があった場合等における損失の額の発生の基因となる特定資産の譲渡等特定事由について所要の整備が行われました。 ○ 損失の額又は利益の額の発生の基因となる特定資産の譲渡等特定事由から、会社更生法等の規定による更生手続開始の決定の時からその手続の終了の時までの間に生じた資産の譲渡等特定事由及び民事再生法の規定による再生手続開始の決定の時からその手続の終了の時までの間に生じた資産の譲渡等特定事由が除かれました。	平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 同 上
(15) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等（法62の8④⑥⑦、法令123の10⑩、改正法令附則42、改正法令附則18）	○ 資産調整勘定の金額を有する法人が自己を被合併法人とする合併（適格合併を除きます。）により資産調整勘定を減額する場合のその減額する事業年度は、その合併の日の前日の属する事業年度であること等が明確化されました。	法人が平19.4.1以後に行う自己を被合併法人とする合併について適用され、法人が同日前に行った自己を被合併法人とする合併については従来どおり適用されます。
(16) 外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（法令176⑦、188①十七・②～⑦、法規60の4、改正法令附則26）	○ 外国法人株主が内国法人の行った合併等により外国親法人株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益を計上することとされました。ただし、国内に恒久的施設を有する外国法人株主が有する国内事業管理株式に対して外国親法人の株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益の計上を繰り延べるものとされました。	平19.5.1以後に合併、分割型分割又は株式変換が行われる場合について適用されます。

第2編 租税特別措置法に関する改正

I 減価償却に関する制度の改正

1 集積地域における集積産業用資産の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、地域産業活性化法に規定する同意基本計画に定められた集積地域内において、地域産業活性化法の施行の日から平成21年3月31日までの間に、集積産業用資産の取得等をして、その集積区域内において指定集積事業の用に供した場合において、事業の用に供したその集積産業用資産が一定の要件を満たすものであるときは、その集積産業用資産の特別償却を認めることとされました（措法44の2①）。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1) 適用対象資産

適用対象とされる集積産業用資産とは、その製作の後事業の用に供されたことのない地域産業活性化法に規定する承認を受けた企業立地計画に定められた次の機械装置並びに工場用の建物及びその附属設備で次に掲げる要件を満たすものをいいます（措法44の2①、措令28の5）。

イ 機械及び装置

次のいずれの要件も満たすもの

(イ) その機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1千万円以上であること

(ロ) その機械及び装置が定められた地域産業活性化法に規定する承認企業立地計画に記載された地域産業活性化法に規定する特定事業のための施設又は設備のうちの機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上であること

ロ 建物及びその附属設備

一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が5億円以上のもの

(2) 特別償却限度額

特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法44の2①）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{集積産業用資産の取得価額} \times 15\% \text{（建物及びその附属設備については8\%）}$$

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措法44の2②）。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の20、措令39の49）。

〔適用時期〕

地域産業活性化法の施行の日以後に取得等をする集積産業用資産について適用されます（改正法附則93④、117④）。

2 事業所内託児施設等の割増償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画（託児施設の設置及び運営に関する事項が定められているものに限り、）を厚生労働大臣に届け出ているもの（次世代育成支援対策推進法に規定する中小事業主以外の一般事業主にあつては、その一般事業主行動計画の内容を公表しているものに限り、）が、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に、その一般事業主行動計画に従って託児施設の取得等をし、かつ、適用事業年度終了の日においてその託児施設が事業所内託児施設に該当するものとして証明された場合には、当該適用事業年度終了の日においてその法人が有するその

託児施設及びこれと同時に取得等をした一定の遊戯具等（以下「事業所内託児施設等」といいます。）について普通償却限度額の20%相当額（次世代育成支援対策推進法の中小事業主については30%相当額）の割増償却を認めることとされました（措法46の3①、措令29の3、措規20の19）。

（注）「適用事業年度」とは、事業所内託児施設等をその用に供した日から同日を含む事業年度開始の日以後5年を経過した日の前日までの期間の日を含む各事業年度をいいます（措法46の3②）。

この制度の概要は次のとおりです。

(1) 適用対象資産

適用対象資産となる事業所内託児施設等とは、次のイの事業所内託児施設及びロの一定の遊戯具等をいいます（措法46の3①）。

イ 事業所内託児施設

次の基準（その法人が病院又は診療所を開設しているものである場合には、(イ)から(ニ)まで及び(ハ)に定める基準）を満たしている託児施設をいいます（措規20の19①）。

(イ) その法人の事務所（社宅を含みます。）の敷地（その近接地を含みます。）内又は法人の雇用する労働者の通常の通勤の経路に設置される託児施設で、継続的にその用に供されることが見込まれるものであること

(ロ) 託児施設の規模が次に掲げる基準を満たしていること

① 乳幼児1人当たりの施設の面積が7平方メートル以上であること

② 乳幼児の収容定員が10人以上（中小事業主が設置する託児施設にあっては6人以上）であること

(ハ) 託児施設の構造が次に掲げる基準を満たしていること

① 保育室、調理室及び便所が設置されていること

② 保育室について、次の基準を満たしていること

・満2歳未満の乳幼児1人当たりの保育室の面積が1.65平方メートル以上又は満2歳以上の幼児1人当たりの保育室の面積が1.98平方メートル以上であること

・乳児の保育を行う場所が、幼児の保育を行う場所と区画されていること

・適当な採光及び換気の設備を有すること

・保育室を2階以上の階に設置する建物は、児童福祉施設最低基準の要件に適合していること

③ 便所について、手洗い設備が設けられるとともに、保育室及び調理室と区画され、おおむね幼児20人につき1人以上であること

④ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること

(ニ) 保育士の数は、乳児おおむね3人に1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とすること

(ホ) 医療を受けることができる体制が確保されていること

(ハ) 託児施設の利用者の総数のうちにその法人の雇用する労働者の数の占める割合が2分の1以上であること

ロ 一定の遊戯具等

遊戯具、家具及び防犯設備（託児施設を利用する乳幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、安全を確保するために設置される器具及び備品をいいます。）とされています（措規20の19③）。

(2) 償却限度額

割増償却限度額は、次の算式により計算します（措法46の3①）。

（算 式）

事業所内託児施設等の普通償却限度額×割増償却割合（20%又は30%）

（注）割増償却割合は、法人が次世代育成支援対策推進法第12条第3項に規定する中小事業主である場合には30%となります。

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に次の書類を添付することが必要とされています（措法46の3③、措規20の19②）。

イ 償却限度額の計算に関する明細書

ロ 法人が取得等をした託児施設が事業所内託児施設に該当するものである旨を都道府県知事が確認した書類及びその確認に係る申請書の写し

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の32、措令39の61、措規22の40）。

〔適用時期〕

平成19年4月1日以後に取得等をする事業所内託児施設等について適用されます（改正法附則93⑰、117⑰）。

3 その他の改正

○ その他の特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（措法42の7①三・七、68の12①三・七、旧措法42の7①五・八、68の12①五・八、旧措令27の7⑥③、39の42⑥③、改正法附則90、114、平9大蔵省告示第221号、平19財務省告示第105号）	○ 適用対象資産について、次の改正が行われました。 イ 中小企業地域産業資源活用促進法に規定する認定を受けた地域産業資源事業計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者が取得等をするその事業計画に定める機械及び装置が追加されました。 ロ 特定旅館業を営む大規模法人が取得等をする対象設備から厨房設備が除外されるとともに、対象設備に国際放送・高速通信設備が追加されました。 ハ 飲食店業を営む法人の取得等をする対象設備が、生活衛生関係営業適正化法の振興計画に規定する振興事業の実施に係る器具及び備品に限られました。 ニ 次の設備が適用対象資産から除外されました。 - 持続性農業生産方式導入促進法の認定農業者が取得等をする認定導入計画に係る農業用の機械及び装置 - 中小企業新事業活動促進法に規定する一定の中小企業者で設立後5年を経過していない法人が取得等をする機械及び装置 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	中小企業地域産業資源活用促進法の施行の日以後に取得等をするものについて適用されます。 平19.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 同 上 平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(2) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却（措法42の10①、68の14①）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	—
(3) 特定設備等の特別償却（措法43①表一、68の16①表一、措規20の6、22の30、旧措令28①二、39の46①二、改正措令附則27①、34①、昭48大蔵省告示第69号、平19財務省告示第106号）	○ 公害防止用設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ 次の対象設備が、適用期限（平成19年3月31日）の到来をもって除かれました。 - 汚水処理用等設備のうち紫外線及びオゾン併用分解装置及び逆浸透膜分離装置 - ばい煙処理用等設備のうち燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置 - 脱特定物質対応型設備 ロ 産業廃棄物処理用設備について、ばい煙処理装置が石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに限られました。 ハ 窒素酸化物抑制設備及び産業廃棄物処理用設備に係る適用期限が平成20年3月31日まで1年延長されました。 ニ 指定物質回収設備及び揮発性有機化合物抑制設備に係る適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 海上運輸業を営む法人が取得等をする有機スズ化合物代替塗料又は低揮発性有機化合物塗料を船体部分に塗布しているなどの一定の外航船舶が適用対象資産とされました。	平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平19.4.1以後に取得等をする外航船舶について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

	○ 船舶の特別償却について、適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—										
(4) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却(措法43の2①、68の17①、改正法附則93②、117②)	○ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"><thead><tr><th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>文化学術研究施設</td><td>24%</td><td>20%</td></tr><tr><td>うち建物及び附属設備</td><td>12%</td><td>10%</td></tr></tbody></table> ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	文化学術研究施設	24%	20%	うち建物及び附属設備	12%	10%	平19.4.1以後に取得等をする研究施設について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —	
対 象 資 産	改正前	改正後										
文化学術研究施設	24%	20%										
うち建物及び附属設備	12%	10%										
(5) 保全事業等資産の特別償却(措法43の3①、68の18①、改正法附則93③、117③)	○ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"><thead><tr><th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>保 全 事 業 等 資 産</td><td>13%</td><td>11%</td></tr><tr><td>うち建物及び附属設備</td><td>6%</td><td>6%</td></tr></tbody></table> ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	保 全 事 業 等 資 産	13%	11%	うち建物及び附属設備	6%	6%	平19.4.1以後に取得等をする保全事業等資産について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —	
対 象 資 産	改正前	改正後										
保 全 事 業 等 資 産	13%	11%										
うち建物及び附属設備	6%	6%										
(6) 地震防災対策用資産の特別償却(措法44①表一、68の19①表一)	○ 大規模地震対策用資産の特別償却の適用期限が、平成21年3月31日まで2年延長されました。	—										
(7) 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却(旧措法44の2、68の20、旧措令28の5、39の49、改正法附則93⑤、117⑤)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。										
(8) 事業革新設備の特別償却(措法44の3①、68の21①、措令28の6①四・五、39の51①四・五、改正法附則93⑥、117⑥)	○ 産業活力再生特別措置法に規定する次の計画の認定を受けた法人が取得等をする次の設備が対象設備に追加され、その特別償却割合が30%とされました。また、特定事業革新設備の特別償却割合が30%とされました。 イ 技術活用事業革新計画 事業革新設備 ロ 経営資源融合計画 事業革新設備 ○ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"><thead><tr><th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業革新設備導入計画に係るもの</td><td>24%</td><td rowspan="3">20%</td></tr><tr><td>事業再構築計画及び経営資源再活用計画に係るもの</td><td>30%</td></tr><tr><td>共同事業再編計画に係るもの</td><td>40%</td></tr></tbody></table> ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	事業革新設備導入計画に係るもの	24%	20%	事業再構築計画及び経営資源再活用計画に係るもの	30%	共同事業再編計画に係るもの	40%	産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする事業革新設備について適用され、同日前に取得等をするものについては、従来どおり適用されます。 同 上 —
対 象 資 産	改正前	改正後										
事業革新設備導入計画に係るもの	24%	20%										
事業再構築計画及び経営資源再活用計画に係るもの	30%											
共同事業再編計画に係るもの	40%											
(9) 特定電気通信設備等の特別償却(措法44の4①三、68の23①三、改正法附則93⑦、117⑦)	○ 放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものの特別償却割合が次のとおり段階的に引き下げられ、この設備の適用期限が平成22年3月31日まで3年延長されました。 <table border="1"><thead><tr><th>取 得 時 期</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>平19.4.1から平20.3.31までの間</td><td rowspan="3">15%</td><td>15%</td></tr><tr><td>平20.4.1から平21.3.31までの間</td><td>13%</td></tr><tr><td>平21.4.1から平22.3.31までの間</td><td>10%</td></tr></tbody></table>	取 得 時 期	改正前	改正後	平19.4.1から平20.3.31までの間	15%	15%	平20.4.1から平21.3.31までの間	13%	平21.4.1から平22.3.31までの間	10%	平19.4.1以後に取得等をする特定電気通信設備等について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
取 得 時 期	改正前	改正後										
平19.4.1から平20.3.31までの間	15%	15%										
平20.4.1から平21.3.31までの間		13%										
平21.4.1から平22.3.31までの間		10%										
(10) 共同利用施設の特別償却(措法44の5①、68の24①、旧措法44の5①表一・二、68の24①)	○ 適用対象施設から、中小小売商業振興法第4条第1項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る共同利用施設並びに店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備が除外されました。	平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。										

表一・二、旧措令28の8、39の53、改正法附則93⑧、117⑧)	○ 生活衛生関係営業適正化法第56条の3第1項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設については、適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—									
(11) 製造過程管理高度化設備等の特別償却(旧措法44の6、68の25、旧措令28の9、39の54、旧措規20の13、22の35、改正法附則93⑨、117⑨)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。									
(12) 再商品化設備等の特別償却(措法44の6①二、68の26①、措令28の8②一・二、旧措法44の7①二、改正法附則93⑩、117⑩)	○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する認定計画に記載された再生利用事業に係る機械その他一定の資産が適用対象設備に追加されました。 ○ 適用対象となる食品循環資源再利用設備が、その認定計画に記載されたものに限ることとされました。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第83号)の施行の日から適用されます。 同 上									
(13) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45①表一、68の27①、措令28の9①一～四・④～⑧、39の56、旧措法45表①一～三、旧措令28の11①一～三・④～⑨、改正法附則93⑫、117⑫)	○ 過疎地域等における工業用機械等の特別償却について次の改正が行われました。 ・ 特別償却割合が、次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td><td>11%</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>7%</td><td>6%</td></tr> </tbody> </table> ・ 適用期間が公示の日又は指定の日から平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が公示の日から23年間(改正前は21年間)に延長されました。 ○ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が公示の日から16年間(改正前は14年間)に延長されました。 ○ 奄美群島地区における工業用機械等の特別償却については、適用期間が平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 水源地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 沖縄の産業高度化地域、自由貿易化地域及び沖縄の離島における工業用機械等の特別償却については、適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	対 象 資 産	改 正 前	改 正 後	機械及び装置	11%	10%	建 物	7%	6%	平19.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — — — — — —
対 象 資 産	改 正 前	改 正 後									
機械及び装置	11%	10%									
建 物	7%	6%									
(14) 医療用機器等の特別償却(措法45の2①二・②、68の29①二・②、措令28の10③④、39の58③④、措規20の17③～⑤⑦、旧措令28の12②、39の58②、旧措規20の17①②、22の38①②、改正法附則93⑬～⑮、117⑬～⑮、改正措令附則27④) (措令28の10⑥、平15厚生労働省告示第146号、平19厚生労働省告示第65号)	○ 医療用機器等について、施設用の建物等(老人性認知症疾患療養病棟用施設及び療養病床用施設)を増改築によって転換した特定増改築施設を事業の用に供した場合には、基準取得価額(*取得価額の50%相当額)の15%相当額の特別償却が認められました。 (注) 特定増改築施設とは、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を行う施設及び軽費老人ホーム、有料老人ホームをいいます。 ○ 次の制度が廃止されました。 イ 救急医療機器に係る特別償却率上乘せ措置制度(上乘せ後20%) ロ 次の特定医療用建物の割増償却(5年間8%) ・ 老人性認知症疾患療養病棟用建物等 ・ 療養病床用建物等 ○ 建替え病院用等建物の特別償却に係る厚生労働大臣の定める基準について、所要の整備が行われました。 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	平19.4.1以後に取得等をする特定増改築施設について適用されます。 平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平19.4.1から適用されます。 —									
(15) 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却(措法46①、68の30①)	○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	—									

(16) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等(措法46の2①、68の31①)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—									
(17) 農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却(旧措法46の3、68の32、旧措令29の3、39の61、旧措規20の19、22の40、改正法附則93⑬、117⑬、改正措令附則27⑤、34④)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に認定を受けた農業経営改善計画につき認定を受けたものについては、従来どおり適用されます。									
(18) 優良賃貸住宅の割増償却(措法47③、68の34③、旧措法47⑤、68の34⑤、旧措令29の4③～⑤⑨、39の63③～⑤⑨、旧措規20の20③、22の41③、改正法附則93②②②、117②②②、改正措令附則27⑥、34⑤)	○ 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、次の改正が行われました。 イ 割増償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数35年未満</td><td>36%</td><td>28%</td></tr> <tr> <td>耐用年数35年以上</td><td>50%</td><td>40%</td></tr> </tbody> </table> ロ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 改良優良賃貸住宅の特別償却制度が適用期限(平成19年3月31日)をもって廃止されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	耐用年数35年未満	36%	28%	耐用年数35年以上	50%	40%	平19.4.1以後に取得等をする高齢者向け優良賃貸住宅について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
対 象 資 産	改正前	改正後									
耐用年数35年未満	36%	28%									
耐用年数35年以上	50%	40%									
(19) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2③、68の35③、措令29の5①三、39の64①三、旧措令29の5③二・⑤二、39の64③二・⑤二、改正措令附則27⑦～⑨、34⑥～⑧)	○ 適用対象資産から、次のものが除かれました。 イ 市街地再開発事業に係る対象施設建築物のうち住宅の用に供する部分 ロ 都市再生事業及び都市再生整備事業により整備される耐火建築物で地区内残留者が取得等をするもの ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	平19.4.1以後に取得等をする建築物について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —									
(20) 倉庫用建物等の割増償却(措法48①、68の36①)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—									
(21) 植林費の損金算入の特例(措法52①、68の38①)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—									
(22) その他(措法42の5⑥⑫、42の6⑥⑫、42の7⑥⑫、42の10⑥⑫、42の11⑥⑫、43①、43の2①、43の3①、44①、44の3①、44の4①、44の5①、44の6①、45①、45の2①③、46①、46の2①②、47①③、47の2①、48①、68の10⑥⑬、68の11⑥⑬、68の12⑥⑬、68の14⑥⑬、68の15⑥⑬、68の16①、68の17①、68の18①、68の19①、68の21①、68の23①、68の24①、68の26①、68の27①、68の29①③、68の30①、68の31①②、68の34①③、68の35①、68の36①、措令27の5⑧、旧措法42の6③⑥⑬、42の7③⑥⑬、42の10③⑥⑬、42の11③⑥⑬、68の11③⑥⑬、68の12③⑥⑬、68の14③⑥⑬、68の15③⑥⑬、旧措令27の6⑧～⑮⑰、27の7⑩～⑰⑱、27の10②～⑨⑪、27の11④～⑫⑭、39の41⑤～⑧⑩～⑬⑭二・⑮～⑰、39の42⑪～⑭⑯～⑰⑱二・⑲～⑳、39の44③～⑥⑧～⑪⑫二・⑬～⑮、39の45④～⑧⑩～⑬⑭二・⑮～⑰、旧措規20の2の2⑧⑨、20の3⑥、20の5②、22の24③④、22の25⑤、22の27②、改正法附則88、89、90⑥、91、92、93①⑪⑯⑱、112、113、114⑥、115、116、117①⑪⑯⑱)	○ リース取引については、資産の売買取引(譲渡・取得)とみなすこととされたこと(19ページ3(1)参照)に伴って、所有権移転外リース取引については各特別償却制度の適用対象の範囲から、所有権移転外リース取引による取得が除かれるなど所要の整備が行われました。 なお、特別償却制度について適用されていたリース税額控除制度が廃止され、所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用され、同日前に締結した契約については、従来どおり適用されます。									

Ⅱ 引当金・準備金制度に関する改正

1 農業経営基盤強化準備金等の創設

〔創設された制度の概要〕

(1) 農業経営基盤強化準備金制度

青色申告書を提出する法人(以下「青色申告法人」といいます。)で認定農業生産法人等に該当するものが、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)の指定期間内において、農業担い手経営安定交付金法に規定する交付金等の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法に規定する認定計画等の定めるところに従って行う農業経営基盤強化(農業経営の規模を拡大すること又は生産方式を合理化することをいいます。)に要する費用の支出に備えるため、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入することとされました(措法 61 の 2 ①)。

(注)「交付金等」とは、次に掲げる交付金又は補助金をいいます(措法 61 の 2 ①、措規 21 の 18 の 2 ①)。

- ・生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付
- ・収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金
- ・担い手経営革新促進交付金
- ・水田農業構造改革補助金又は交付金

イ 適用対象法人

この制度の適用対象となる法人は、青色申告法人で次に掲げる法人です(措法 61 の 2 ①、措令 37 の 2 ①)。

- (イ) 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画に係る認定を受けた農地法に規定する認定農業生産法人
- (ロ) 農業経営基盤強化促進法の認定に係る特定農用地利用規程に定める特定農業法人((イ)の認定農業生産法人を除きます。)
- (ハ) 農業担い手経営安定交付金法に掲げる特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織

ロ 積立限度額

積立限度額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額です(措法 61 の 2 ①、措令 37 の 2 ②③、措規 21 の 18 の 2 ③)。

- (イ) 交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるための金額(農林水産大臣の認定計画等に記載された農用地等を取得するための金額である旨を証する書類により証明がされたもの)
- (ロ) この制度の規定及び農用地等を取得した場合の課税の特例を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額

ハ 準備金の益金算入

この準備金は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額を取り崩して益金の額に算入します(措法 61 の 2 ②～⑤⑦、措令 37 の 2 ④)。

取崩しの事由等	取崩しをして益金の額に算入する金額
各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額のうちその積み立てられた事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過したものがある場合(措法 61 の 2 ②)	その 5 年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額
認定農業生産法人等に該当しないこととなった場合(措法 61 の 2 ③一)	その該当しないこととなった日における農業経営基盤強化準備金の金額
認定計画等の認定又は特定農用地利用規程の認定が取り消された場合(その認定が取り消された特定農用地利用規程に定める法人が認定農業生産法人である場合を除きます。)(措法 61 の 2 ③二)	その取消の日における農業経営基盤強化準備金の金額
特定農用地利用規程の農業経営基盤強化促進法に規定する有効期間が経過した場合(その有効期間が経過した特定農用地利用規程に定める法人が認定農業生産法人である場合を除きます。)(措法 61 の 2 ③三)	その経過した日における農業経営基盤強化準備金の金額

法人が被合併法人となる合併が行われた場合(措法 61 の 2 ③四)	その合併直前における農業経営基盤強化準備金の金額
解散した場合(合併により解散した場合を除きます。)(措法 61 の 2 ③五)	その解散の日における農業経営基盤強化準備金の金額
上記以外の場合において農業経営基盤強化準備金の金額を取り崩した場合(措法 61 の 2 ③六)	取り崩した日における農業経営基盤強化準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額
青色申告法人でなくなった場合(措法 61 の 2 ④)	青色申告法人でなくなった日における農業経営基盤強化準備金の金額(その日を含む事業年度から 2 年間で取り崩します。)
前期が連結事業年度で当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でない場合(措法 61 の 2 ⑤⑦)	当該事業年度終了の日における農業経営基盤強化準備金の金額

二 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に所要の事項を記載した明細書等を添付して申告することが必要です(措法 61 の 2 ⑥、措規 21 の 18 の 2③)。

(2) 農用地等を取得した場合の課税の特例

農業経営基盤強化準備金の金額を有する法人が、(1)の認定計画等に定めるところにより、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地又は特定農業用機械等の取得等をして、その農用地又は特定農業用機械等(以下「農用地等」といいます。)をその法人の農業の用に供した場合には、その農用地等につき、一定の限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の損金の額に算入することとされました(措法 61 の 3 ①)。

イ 圧縮限度額

次に掲げる金額のいずれか少ない金額です(措法 61 の 3 ①、措令 37 の 3 ②③)。

(イ) 次に掲げる金額の合計額

- ① 前事業年度から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額のうち当該事業年度において益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額
- ② 当該事業年度において交付を受けた交付金等の額のうち農業経営基盤強化準備金で積み立てられなかった金額(農林水産大臣の交付金等の額のうち農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類を添付することにより証明がされたもの)
- (ロ) この制度の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額

ロ 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に所要の事項を記載した明細書及び農林水産大臣の認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額である旨を証する書類を添付して申告することが必要です(措法 61 の 3 ②、措規 21 の 18 の 3)。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)及び(2)の措置に準じた措置が講じられています(措法 68 の 64、68 の 65、措令 39 の 91、39 の 92、措規 22 の 61 の 2、22 の 61 の 3)。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則 95)。
- (2) 改正の内容の(3)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則 118)。

2 その他

○ 引当金・準備金制度について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 特定災害防止準備金 (措法55の6①⑨、68の45①⑧)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) 電子計算機買戻損失準備金 (措法57①、68の50①)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 保険会社等の異常危険準備金 (措令33の5⑨⑩、39の83⑨⑩)	○ 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例措置の適用期限が平成22年3月31日まで3年延長されました。	—
(4) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (措法57の10②、68の59②)	○ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額について、通常の繰入限度額の116%とする特例が、平成21年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金 (措法58①②、68の61①②)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで3年延長されました。	—
(6) 沖縄の認定法人の所得の特別控除 (措法60①、68の63①)	○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	—
(7) 漁業協同組合の留保所得の特別控除 (措法61①、改正法附則94)	○ 適用対象法人の範囲から特定共済組合及び特定共済組合連合会が除かれました。 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	平19.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 —
(8) 農用地利用集積準備金 (旧措法61の2、68の64、旧措令37の2、39の91、改正法附則96、119、改正措令附則29、36)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	旧措法第61条の2第1項に規定する特定農業法人の平19.3.31までに開始する事業年度で、かつ、平19.4.1以後に終了する事業年度等については、従来どおり適用されます。 ただし、農業経営基盤強化準備金との選択適用となります。
(9) 農用地を取得した場合の課税の特例 (旧措法61の3、68の65、旧措令37の3、39の92、改正法附則96、119、改正措令附則29、36)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	旧措法第61条の2第1項に規定する特定農業法人の平19.4.1以後に終了する事業年度については、従来どおり適用されます。

Ⅲ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④六、68の68①、措令38の4⑫六・⑮⑯⑳ニイ・㉑ニイ、措規21の19②ニヘ・六、旧措令38の4②ニ・⑤一ニ、39の97①ニ・④一ニ、改正法附則1七ル・十四)	○ 適用除外となる土地の譲渡等の範囲に、密集市街地防災街区整備促進法第3条第1項第1号に規定する防災街区の区域内における認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の同法第7条に規定する認定事業計画者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその事業の用に供されるものが追加されました。 ○ 適用対象外となる土地の譲渡等に都市再生整備法人に対する一定の土地の譲渡等が追加されました。 ○ 適用対象外となる地区に都市計画法に規定する開発整備促進区が追加されました。 ○ 新信託法の施行に伴い、その他所要の整備が行われました。	本措置は平10.1.1から平20.12.31までの間の土地の譲渡等について適用しないこととされています。
(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率(旧措令38の5⑨二～四・㉑一～三、39の98②二、旧措規22②③)	○ 次の者が行う一定の土地の譲渡等が適用対象外となる土地の譲渡等の範囲から除かれました。 - イ 国家公務員共済組合 - ロ イ及び勤労者財産形成促進法第9条第1項の貸付けを受けた事業主に類するもの - ハ イ又はロの者に類するもの ○ 新信託法の施行に伴い、その他所要の整備が行われました。	(1)の適用時期と同じになります。
(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の3②③、68の74、改正法附則97、120)	○ 特別控除の対象となる土地等の譲渡のすべてについて、一の事業の用に供するために土地等を譲渡した場合で、同一事業の用地として2年以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、適用されないこととされました。	平20.1.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。
(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4①三・十一・二十、68の75①、措令39の5⑯、措規22の5①十三、改正法附則97④⑤、120④⑤)	○ 適用対象となる土地等の譲渡について、地方公共団体又は都市再生整備推進法人が都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業(その事業がその都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限ります。)の用に供するために、その都市再生整備計画の区域内にある土地が、これらの者に買い取られる場合の土地の譲渡が追加されました。 ○ 高齢者移動等円滑化法に係る規定について、所要の整備が行われました。 ○ 一団の宅地の造成に関する事業又は一団の住宅建設に関する事業の用に供するために買い取られる場合の土地等の譲渡について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	都市再生特別措置法一部改正法の施行の日以後に行う土地の譲渡に係る法人税について適用されます。 平19.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 —
(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(措法65の7①十六、68の78①十六、措令39の7⑨ニイ・⑮、措規22の7⑧十六・十七、22の69⑥十六・十七、改正法附則1十四、97⑥、120⑥)	○ 適用対象となる買換えについて、密集市街地防災街区整備促進法の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画(規模要件等を満たすものに限ります。)に基づく買換えが追加されました。 ○ 適用対象となる地区に都市計画法に規定する開発整備促進区が追加されました。 ○ 長期保有の土地等に係る特定資産の買換えの場合の特例制度について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	都市再生特別措置法一部改正法の施行の日以後に行う認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するために譲渡されるものについて適用されます。 同 上 —

(6) 特定資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法65の8①、68の79①、改正法附則97⑥、120⑥）	○ 長期保有の土地等に係る特定資産の買換えの場合の特例制度について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	—
(7) 特定の資産を交換した場合の課税の特例（措法65の9、68の80、改正法附則97⑥、120⑥）	○ 長期保有の土地等に係る特定資産を交換した場合の特例制度について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	—
(8) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例（措法65の13①、68の84①、措令39の9の2、改正措令附則30②）	○ 事業用地適正化計画に係る事業用地から、既成市街地、既成都市区域及び都市整備区域が除外されました。 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	平19.4.1前に行った所有隣接土地等の交換又は譲渡については、従来どおり適用されます。 —
(9) その他（措法64①、65の7⑤二、68の70①、68の78⑤二、改正法附則97①⑦、120①⑦） （措法62の3②ロ、措令38の4②、旧措法66の4⑥、旧措令38の4⑤二、38の5①一・三、39の98①三、改正法附則1七ル）	○ リース取引については、資産の売買取引（譲渡・取得）とみなすこととされたこと（19ページ3(1)参照）に伴って、資産の譲渡の場合の課税の特例制度の適用対象の範囲から、所有権移転外リース取引による取得が除かれるなど所要の整備が行われました。 ○ 土地の譲渡等がある場合の特別税率などについて、新信託法の施行に伴い、所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用され、同日前に締結した契約については、従来どおり適用されます。 新信託法施行の日から施行されます。

IV 税額の計算に関する改正

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の7②、68の12②、平9大蔵省告示第221号、平19財務省告示第105号、改正法附則90、114）	○ 特定旅館業を営む大規模法人が取得等をする対象設備について税額控除の対象から除かれたほか、事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（32ページ参照）と同様の改正が行われました。	平19.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(2) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取った場合の法人税額の特別控除（措法42の9①、68の13①、措規20の4②二、改正措規附則10）	○ 観光振興地域に係る適用対象資産に文化紹介体験施設が追加されました。 ○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	平19.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —

(3) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の10②、68の14②）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	—
(4) リース税額控除	○ リース税額控除については、35ページ(22)に記載されています。	35ページ(22)の適用時期等と同じになります。

V その他の改正

1 再チャレンジ支援寄附金税制の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が各事業年度に支出した寄附金の額のうち特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人(以下「特定地域雇用会社等」といいます。)に対する寄附金の額がある場合には、その特定地域雇用会社等に対する寄附金の額は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金の額と合わせて損金算入限度額の範囲内で損金算入を認めるという制度が創設されました(措法66の12)。

(1) 寄附金の範囲

この制度の対象となる寄附金の範囲は次のとおりです(措法66の12①②、措令39の23の2①)。

- イ 地域再生法に規定する特定地域雇用会社に対する雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業に充てられることが確実である寄附金で、地域再生法に規定する認定地方公共団体の長が地域再生法に規定する要件に該当することを確認した寄附金
- ロ 地域再生法に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店、支店、工場、営業所等を有する法人が支出する寄附金で、地域再生法の規定により認定地方公共団体が指定する特定地域雇用等促進法人に対する地域再生法に規定する事業に関連する寄附金

(2) 損金算入限度額の計算

損金算入限度額は、次の算式により計算します。

(算 式)

損金算入限度額＝一般の寄附金の損金算入限度額＋特定地域雇用会社等に対する寄附金の額(注)

(注) 特定地域雇用会社等、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が、一般の寄附金の損金算入限度額を超える場合は、その一般の寄附金の損金算入限度額となります。

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に所要の事項を記載した明細書を添付し、次の書類を保存することとされています(措規22の13)。

- イ 特定地域雇用会社に対する寄附金である場合
 - (イ) その寄附金が特定地域雇用会社に対する寄附金である旨のその特定地域雇用会社が証する書類
 - (ロ) その特定地域雇用会社から地域再生法施行規則の規定に基づき交付を受けた文書
- ロ 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金である場合
 - (イ) その寄附金が特定地域雇用等促進法人に対する寄附金である旨のその特定地域雇用等促進法人が証する書類
 - (ロ) その法人が特定地域雇用等促進法人に該当する旨を認定地方公共団体が証明した書類の写しとしてその法人から交付を受けたもの

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています(措法68の96の2、措令39の122の2)。

〔適用時期〕

平成19年4月1日以後に支出する寄附金について適用されます(改正法附則102、125)。

2 国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予制度の創設

〔創設された制度の概要〕

移転価格税制による更正又は決定を受けた内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対しその租税条約に規定する協議(以下「相互協議」といいます。)の申立てをした場合(外国法人が租税条約の規定に基づきその外国法人に係る条約相手国の権限ある当局に対しその租税条約に規定する申立てをした場合を含みます。)には、その申立てをした者の申請に基づき、その納期限等からその相互協議の合意に基づく更正があった日等の翌日から1月を経過する日までの期間に限り、その納税を猶予することができるというものです。ただし、その申請を行う者につきその申請の時ににおいてその法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、納税を猶予することはできません(措法66の4の2①)。

(1) 納税が猶予される金額

納税が猶予される金額は、次に掲げる金額の合計額です(措令39の12の2①)。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| イ 更正決定に係る法人税額 | － 猶予対象以外の更正決定に係る法人税額 |
| ロ 更正決定に係る法人税額を基礎として課することとされる加算税の額 | － 猶予対象以外の更正決定に係る法人税額を基礎として課することとされる加算税の額 |

(注)「猶予対象以外の更正決定に係る法人税額」とは、その更正決定のうちこの制度による納税の猶予の対象となる更正決定に係る法人税の額に係る部分がなかったものとして計算した場合に納付すべきものとされる法人税の額をいいます。

(2) 担保の徴収

納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴することとされています。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴収することができない特別の事情がある場合には、その担保は必要ありません(措法66の4の2②)。

(3) 適用要件

納税の猶予を受けるためには、相互協議の申立てをしたことを証する書類などを添付し、申請書を税務署長等に提出しなければなりません(措法66の4の2⑧、措令39の12の2③、措規22の10の2)。

(4) 納税の猶予の取消し

納税の猶予を受けた者が相互協議の申立てを取り下げたときなど一定の場合には、その猶予を取り消すこととされています(措法66の4の2⑤)。

(5) 延滞税の免除

納税の猶予をした場合には、その猶予をした法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとされています(措法66の4の2⑦)。

(6) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(5)までの措置に準じた措置が講じられています(措法68の88の2、措令39の112の2、措規22の75)。

〔適用時期〕

平成19年4月1日以後に相互協議の申立てをした者により申請が行われる場合について適用されます(改正法附則98、121)。

3 その他

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入(措法66の6①②、68の90①②、改正法附則99、122)	○ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例の適用法人及び外国関係会社の判定について、外国関係会社が議決権の数が1個でない株式又は請求権の内容が異なる株式を発行している場合には、株式等の数の割合、議決権の数の割合又は請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれか高い割合で行うこととされました。	特定外国子会社等の平成19.4.1以後に終了する事業年度等の適用対象留保金額及び課税対象留保金額について適用されます。

(2) 特定外国信託の留保金額の益金算入(措法66の6⑦⑧、68の90⑦⑧、旧措法66の9の2～66の9の5、68の93の2、68の93の5、旧措令39の20の2～39の20の7、39の120の2～39の120の7、旧措規22の11の2、22の76の2、改正法附則100、123)	○ 特定外国信託に係る所得の課税の特例の規定は、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例の規定に統合されました。	新信託法施行の日前に終了した計算期間に係る適用対象留保金額及びその適用対象留保金額に係る課税対象留保金額については、従来どおり適用されます。
(3) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入(措法66の9の6～66の9の9、68の93の6～68の93の9、措令39の20の8～39の20の14、39の120の8～39の120の14、措規22の11の3、22の76の2、改正法附則101、124)	○ 内国法人の株主が、組織再編成等により、特定外国法人を通じてその内国法人の株式等の80%以上を間接保有することとなった場合には、その特定外国法人に留保した所得を、その特定外国法人の株主である内国法人の所得に合算して課税することとされました。	平19.10.1以後に内国法人の株主が内国法人の発行済株式等の80%以上を間接保有することとなる場合について適用されます。
(4) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例(措法66の10、68の94)	○ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に規定する法人については、適用期限が平成20年6月30日まで延長されました。 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	— —
(5) 欠損繰戻しによる還付の不適用(旧措法66の12②～④、旧措令39の24②～⑦、旧措規22の13、改正法附則103)	○ 設備廃棄等欠損金額に係る欠損繰戻しによる還付の不適用制度の適用除外措置が、適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に設備の廃棄等を行った日を含む事業年度において生じたものに係る設備廃棄等欠損金額については、従来どおり適用されます。
(6) 転廃業助成金等に係る課税の特例(措法67の4②、68の102、改正法附則104、126)	○ リース取引については、資産の売買取引(譲渡・取得)とみなすこととされたこと(19ページ3(1)参照)に伴って、適用対象の範囲から所有権移転外リース取引による取得が除かれるなど所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用され、同日前に締結した契約については、従来どおり適用されます。
(7) 組合事業等による損失がある場合の課税の特例(措法67の12、68の105の2、措令39の31、39の125、改正法附則105、127)	○ 受益者等課税信託につき、受益者等である法人のその信託による損失の額のうちその信託の信託財産の帳簿価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額(一定の場合には、その損失の額の全額)は、損金の額に算入されないこととなりました。 なお、損金の額に算入されなかった信託による損失の額は、翌事業年度以後の信託による利益の額を限度として損金の額に算入することとなります。	新信託法施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託(11ページ(注)2参照)を含みます。)及び同日以後に受益者たる地位の承継を受ける場合のその承継に係る信託について適用されます。
(8) 投資法人に係る課税の特例(旧措法67の15③⑨～⑪、旧措令39の32の3⑨～⑫、旧措規22の19④、改正法附則32、106)	○ 不動産投資法人が特定目的会社の優先出資証券を取得した場合の要件緩和制度が適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に不動産投資法人が特定目的会社の優先出資証券を取得した場合については、従来どおり適用されます。

(9) 振替国債の利子等の非課税(措法67の16①、改正法附則107)	○ 外国法人が支払を受ける振替地方債の利子について、法人税を課さないこととされました。	平20.1.1以後に支払を受けるべき振替地方債の利子について適用されます。
(10) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(措法68の2の2①四、措規22の20、改正法附則108)	○ 適用対象となる合併に森林組合合併助成法の適用を受けない森林組合と森林組合との合併が追加されました。 ○ 適用期限が平成22年3月31日まで3年延長されました。	平19.4.1以後に行われる合併について適用され、同日前に行われた合併については、従来どおり適用されます。 －
(11) 適格合併等の範囲に関する特例(措法68の2の3、措令39の34の3、措規22の20、改正法附則109)	○ 企業グループ内で行われる合併、分割又は株式交換のうち、特定軽課税外国法人に該当する親法人の株式を対価とするものである等の一定の要件に該当するものは、適格合併、適格分割又は適格株式交換に該当しないこととされました。	平19.10.1以後に行われる合併、分割又は株式交換について適用されます。
(12) 特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例(措法68の3、68の109の2、措令39の35、39の128、改正法附則110、128)	○ 法人が旧株を発行した内国法人の行う非適格合併、非適格分割型分割又は非適格株式交換により外国親法人の株式の交付を受ける場合において、その交付を受ける株式が特定軽課税外国法人の株式であるときは、旧株の譲渡損益を計上することとされました。	平19.10.1以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合について適用されます。
(13) その他(措法68の3の2、68の3の3、68の110、68の111、措令39の29①、39の35の2、39の35の3、措規22の20の2、22の20の3、旧措令39の15③三・四・④三・四、39の16①二八・②四・③⑤一・二、39の17①四、39の19②四、改正法附則100、123)	○ 新信託法の施行に伴い、所要の整備が行われました。	新信託法施行の日以後に終了する事業年度について適用されます。